

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月28日

【発行者名】 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・
エルエルシー
(Pacific Investment Management Company LLC)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ピーター・G・ストレロウ
(Peter G. Strelow, Managing Director)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、92660 カリフォルニア、ニューポート・ビーチ、
ニューポート・センター・ドライブ650番
(650 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 三 浦 健
同 青 山 正 幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ピムコ・バーミューダ・トラスト -
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
(PIMCO Bermuda Trust - PIMCO Short-Term Strategy)

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券の金額】 米ドルクラス：30億米ドル(約3,330億円)を上限とする。
円クラス(ヘッジあり)：3,000億円を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.00円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、2019年2月28日付でファンドの設立地における目論見書が更新されたため、これらに関連する記載を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

・【訂正の内容】

（１）半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第1 1	ファンド情報 ファンドの状況 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	資本金の額の更新
5	運用状況	(1) 投資状況	(1) 投資状況	更新
		(3) 運用実績	1 ファンドの運用状況 (2) 運用実績	追加または更新
		(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 1	ファンドの経理状況 財務諸表	3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第1 1	特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2	事業の内容及び営業の概況		(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5	その他	(4) 訴訟事件 その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	訴訟に関する記述のみ更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（ただし、「5 管理会社の経理の概況」の記載内容は省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ピムコ・バーミューダ・トラスト - ピムコ ショート・ターム ストラテジー (以下「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

(2018年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (千米ドル)	投資比率 (%)
アセット・バック証券	米国	25,055	7.67
	ケイマン諸島	16,621	5.09
	カナダ	5,701	1.74
	オランダ	5,660	1.73
	アイルランド	2,294	0.70
	日本	999	0.31
	英国	499	0.15

社債	米国	137,730	42.15
	日本	34,444	10.54
	英国	24,712	7.56
	ケイマン諸島	12,537	3.84
	オランダ	9,186	2.81
	アイルランド	6,436	1.97
	香港	5,864	1.79
	シンガポール	5,672	1.74
	チリ	4,524	1.38
	中国	4,461	1.37
	インド	3,776	1.16
	オーストラリア	3,123	0.96
	韓国	2,673	0.82
	ルクセンブルグ	1,759	0.54
	スイス	1,494	0.46
	カナダ	1,403	0.43
	イタリア	1,300	0.40
	スペイン	1,169	0.36
	カタール	1,128	0.35
	イスラエル	1,088	0.33
	メキシコ	1,014	0.31
	マレーシア	1,014	0.31
	フィンランド	999	0.31
	ガーンジー	931	0.28
	ドイツ	805	0.25
	デンマーク	729	0.22
	バミューダ	524	0.16
コロンビア	513	0.16	
フランス	490	0.15	
アラブ首長国連邦	202	0.06	
タイ	100	0.03	
モーゲージ・バック証券	米国	24,858	7.61
	英国	4,705	1.44
	ケイマン諸島	1,920	0.59
	オーストラリア	1,028	0.31
	アイルランド	631	0.19
地方債	米国	1,057	0.32

短期金融商品	米国	8,442	2.58
	チリ	1,100	0.34
	英国	1,001	0.31
	カナダ	580	0.18
	オーストラリア	294	0.09
	日本	185	0.06
	シンガポール	38	0.01
	ドイツ	1	0.00
ソブリン債	日本	5,590	1.71
	インド	2,542	0.78
	ドイツ	1,003	0.31
米国政府機関債	米国	23,386	7.16
米国財務省証券	米国	109,553	33.53
購入オプション	米国	82	0.03
売却オプション	米国	- 115	- 0.04
小 計		516,510	158.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		- 189,786	- 58.09
合 計(純資産価額)		326,724 (約36,266百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という)の円貨換算は便宜上、2018年12月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.00円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

(2) 運用実績

純資産の推移

2018年12月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

<米ドルクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2018年1月末日	35,720,752	3,965,003	102.69	11,399
2月末日	38,550,645	4,279,122	102.81	11,412
3月末日	48,717,333	5,407,624	102.64	11,393
4月末日	53,535,976	5,942,493	103.01	11,434
5月末日	52,767,804	5,857,226	103.03	11,436
6月末日	56,376,256	6,257,764	103.28	11,464
7月末日	55,568,934	6,168,152	103.57	11,496
8月末日	52,576,500	5,835,992	103.69	11,510
9月末日	54,652,623	6,066,441	104.02	11,546
10月末日	58,177,222	6,457,672	104.19	11,565
11月末日	68,059,263	7,554,578	103.99	11,543
12月末日	84,823,560	9,415,415	103.52	11,491

(注)上記の純資産の推移において、各月末の純資産総額は各日の米国東部標準時午後7時時点で算出された数字であり、各日における取引すべてを反映した財務諸表の数字と異なる場合がある。以下同じ。

<円クラス(ヘッジあり)>

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
2018年1月末日	6,275,151,116	10,084
2月末日	5,843,762,336	10,084
3月末日	6,770,389,131	10,045
4月末日	7,498,816,265	10,068
5月末日	8,305,557,209	10,050
6月末日	9,237,956,306	10,056
7月末日	9,216,998,276	10,069
8月末日	8,847,790,951	10,060
9月末日	9,095,097,701	10,076
10月末日	8,994,469,525	10,074
11月末日	8,731,984,463	10,035
12月末日	8,828,752,374	9,962

分配の推移

該当なし。

収益率の推移

<米ドルクラス>

期間	収益率(%)
2018年1月1日～2018年12月末日	0.92

<円クラス(ヘッジあり)>

期間	収益率(%)
2018年1月1日～2018年12月末日	-1.24

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年12月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2017年12月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(参考情報)

※ファンドの運用実績は2018年12月末日現在のものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。
 ※金額および比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。したがって、合計の数値が一致しない場合があります。

■米ドルクラス(2018年12月末日現在)

純資産の推移

1口当たり純資産価格(米ドル)	103.52
純資産価額(百万米ドル)	84.82

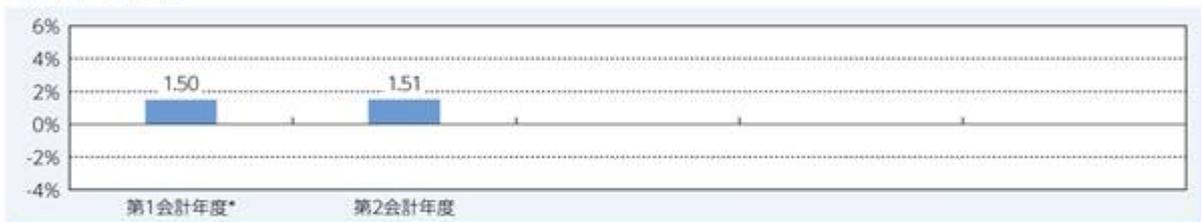
(2016年9月6日(運用開始日)～2018年12月末日)



分配の推移

該当ありません。

収益率の推移



(注)収益率(%)=100x(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たりの純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)(第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(100米ドル))

*2016年9月6日(運用開始日)～2017年5月末日

■円クラス(ヘッジあり)(2018年12月末日現在)

純資産の推移

1口当たり純資産価格(円)	9,962
純資産価額(億円)	88.29

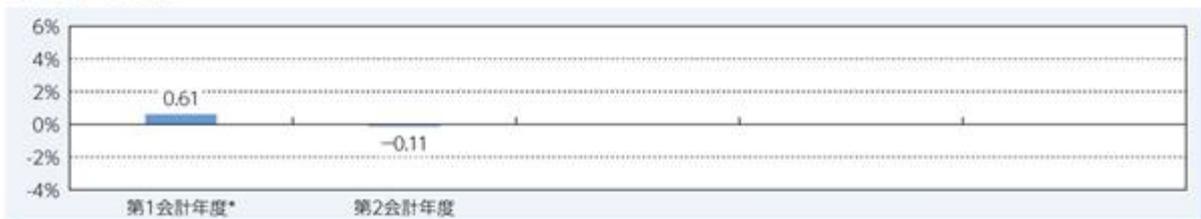
(2016年9月6日(運用開始日)～2018年12月末日)



分配の推移

該当ありません。

収益率の推移



(注)収益率(%)=100x(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たりの純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)(第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(10,000円))

*2016年9月6日(運用開始日)～2017年5月末日

■ 主要な資産の状況 (2018年12月末日現在)

〈ポートフォリオ特性値〉

平均最終利回り	3.57%
平均直接利回り	3.51%
平均デュレーション	0.20年
平均格付 ^(※1)	BBB+

〈国別構成比^(※2)〉

米国	53.0%
日本	11.8%
英国	9.3%
ドイツ	4.2%
香港	1.8%
その他	19.7%

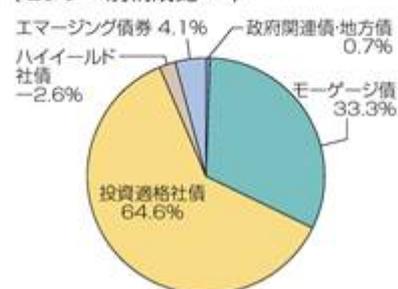
〈通貨別構成比^(※3)〉

米ドル	102.3%
オーストラリアドル	0.0%
カナダドル	0.0%
日本円	0.0%
イギリスポンド	-0.1%
ユーロ	-2.3%
その他	0.0%

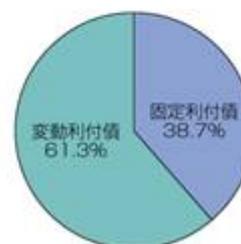
〈格付別構成比^(※1,2)〉

AAA	25.4%
AA	7.0%
A	34.8%
BBB	34.8%
BB	3.3%
B以下	0.2%
無格付	-5.5%

〈セクター別構成比^(※2)〉



〈固定利付/変動利付の構成比^(※2)〉



〈組入上位銘柄^(※4)〉

順位	銘柄名	クーポン	償還日	セクター	格付 ^(※1)	比率 ^(※2)
1	U S TREASURY INFLATE PROT BD	0.75%	2028/7/15	政府関連債・地方債	AAA	2.9%
2	FNMA PASS THRU 30YR #MA3521	4.00%	2048/11/1	モーゲージ債	AAA	2.3%
3	FNMA PASS THRU 30YR #CA2474	4.00%	2048/7/1	モーゲージ債	AAA	2.1%
4	CENTRAL NIPPON EXPRESSWY	3.08%	2022/2/15	政府関連債・地方債	A+	1.9%
5	FNMA PASS THRU 30YR #BH4101	3.50%	2047/10/1	モーゲージ債	AAA	1.7%
6	U S TREASURY INFLATE PROT BD	0.13%	2022/4/15	政府関連債・地方債	AAA	1.5%
7	MITSUBISHI UFJ FIN GRP SR UNSEC	3.28%	2022/7/25	投資適格社債	A+	1.1%
8	BARCLAYS PLC	2.75%	2019/11/8	投資適格社債	A	1.1%
9	SHIRE ACQ INV IRELAND DA SR UNSEC	1.90%	2019/9/23	投資適格社債	BBB-	1.0%
10	DAIMLER FINANCE NA LLC SR UNSEC 144A	3.13%	2021/5/4	投資適格社債	A	1.0%

※1：格付は、S&P社、ムーディーズ社、フィッチ社のものを原則としており、格付機関により格付が異なる場合は最も高いものを採用しています。平均格付とは、データ基準日時点でファンドが保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

※2：比率は、組入債券等評価額に対する割合です。

※3：通貨戦略において、一部通貨を売り持ち(米ドル買い)または買い持ち(米ドル売り)する場合があります。比率は、純資産総額に対する割合です。

※4：債券・短期金融資産等の組入上位10銘柄を表示しています。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2018年12月末日前1年間における販売及び買戻しの実績ならびに2018年12月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

<米ドルクラス>

販売口数	買戻口数	発行済口数
823,582.981 (823,582.981)	352,295.638 (352,295.638)	819,399.959 (819,399.959)

<円クラス(ヘッジあり)>

販売口数	買戻口数	発行済口数
726,563.700 (726,563.700)	438,570.873 (438,570.873)	886,210.874 (886,210.874)

(注) ()内の数字は日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ピムコ ショート・ターム ストラテジーの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国(ファンドの設定国:バーミューダ諸島)における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 原文の財務書類は、ピムコ・バーミューダ・トラストの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。本書において日本語の作成にあたっては、関係するシリーズ・トラストであるピムコ ショート・ターム ストラテジー(以下「ファンド」という。)に関連する部分のみを記載している。ただし、ファンドには米ドルクラス、円クラス(ヘッジあり)および豪ドルクラス(ヘッジあり)以外のクラスも存在するが、その他のクラスは日本で販売されていないため、米ドルクラスおよび円クラス(ヘッジあり)に関連する部分を抜粋して日本語に記載している。なお、豪ドルクラス(ヘッジあり)は、2019年2月15日に設定されたものであるため、豪ドルクラス(ヘッジあり)について、本書の日付現在、該当事項はない。
- c . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- d . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2018年12月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.00円)で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
資産・負債計算書

2018年11月30日現在

(未監査)

(単位：千米ドル、1口当たり金額を除く)

	(千米ドル)	(百万円)
資 産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券*	516,543	57,336
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	175	19
店頭取引金融デリバティブ商品	907	101
現金	2	0
相手方への預託金	5,722	635
外国通貨、時価	7	1
未収投資有価証券売却金	890	99
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	0	0
未収ファンド受益証券売却金	10,051	1,116
未収利息および/または未収分配金	3,147	349
	<u>537,444</u>	<u>59,656</u>
負 債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レボ契約にかかる未払金	109,176	12,119
売却/買戻し取引にかかる未払金	94,313	10,469
空売りにかかる未払金	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	152	17
店頭取引金融デリバティブ商品	3,210	356
未払投資有価証券購入金	1,405	156
繰延受渡による未払投資有価証券購入金	0	0
TBA投資有価証券購入未払金	0	0
未払利息	1	0
相手方からの預託金	0	0
未払ファンド受益証券買戻金	2,221	247
未払分配金	0	0
未払管理報酬	45	5
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理事務代行報酬	0	0
未払代行協会員報酬	10	1
未払設立費用の払戻し	54	6
未払販売報酬	49	5
未払税金	0	0
その他の負債	84	9
	<u>210,720</u>	<u>23,390</u>
純 資 産	<u>326,724</u>	<u>36,266</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

投資有価証券の取得原価	518,757	57,582
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	0	0
外国通貨の取得原価	7	1
空売りによる手取金	0	0
金融デリバティブ商品の取得原価または プレミアム、純額	(46)	(5)
* レポ契約を含む：	0	0
純 資 産：		
円クラス(ヘッジあり)	76,325	8,472
米ドルクラス	70,114	7,783
発行済受益証券口数：		
円クラス(ヘッジあり)	864 千口	
米ドルクラス	674 千口	

発行済受益証券1口当たり純資産価格および
買戻価格：

円クラス(ヘッジあり)		
(機能通貨による)	88.37 米ドル	9,809 円
(純資産価額通貨による)	10,035 円	
米ドルクラス		
(機能通貨による)	103.99 米ドル	11,543 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

運用計算書

2018年11月30日終了期間

(未監査)

(単位：千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息、外国税控除後 [*]	6,544	726
その他の収益	31	3
収益合計	<u>6,575</u>	<u>730</u>
費用：		
投資顧問報酬	0	0
管理報酬 - 円クラス(ヘッジあり)	140	16
管理報酬 - 米ドルクラス	128	14
管理事務代行報酬	0	0
販売報酬	0	0
販売報酬 - 円クラス(ヘッジあり)	128	14
販売報酬 - 米ドルクラス	162	18
代行協会員報酬	0	0
代行協会員報酬 - 円クラス(ヘッジあり)	32	4
代行協会員報酬 - 米ドルクラス	29	3
設立費用の払戻し - 円クラス(ヘッジあり)	20	2
設立費用の払戻し - 米ドルクラス	14	2
支払利息	1,268	141
費用合計	<u>1,921</u>	<u>213</u>
純投資利益	<u>4,654</u>	<u>517</u>
実現純利益(損失)：		
投資有価証券	82	9
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(1,099)	(122)
店頭取引金融デリバティブ商品	(12,227)	(1,357)
外国通貨	212	24
実現純利益(損失)	<u>(13,032)</u>	<u>(1,447)</u>
未実現利益(損失)純変動額：		
投資有価証券、外国税控除後	(1,635)	(181)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	1,346	149
店頭取引金融デリバティブ商品	(3,826)	(425)
外国通貨建て資産および負債	22	2
未実現利益(損失)純変動額	<u>(4,093)</u>	<u>(454)</u>
純(損失)	<u>(17,125)</u>	<u>(1,901)</u>
運用の結果による純資産の純(減少)額	<u>(12,471)</u>	<u>(1,384)</u>
[*] 外国源泉徴収税	<u>10</u>	<u>1</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
純資産変動計算書
2018年11月30日終了期間
(未監査)
(単位：千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加(減少)：		
運用：		
純投資利益	4,654	517
実現純利益(損失)	(13,032)	(1,447)
未実現利益(損失)純変動額	(4,093)	(454)
運用の結果による純(減少)額	<u>(12,471)</u>	<u>(1,384)</u>
受益者への分配金：		
分配金	<u>0</u>	<u>0</u>
分配金合計	<u>0</u>	<u>0</u>
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額 [*]	<u>(62,259)</u>	<u>(6,911)</u>
純資産の(減少)額合計	<u>(74,730)</u>	<u>(8,295)</u>
純資産：		
期首残高	<u>401,454</u>	<u>44,561</u>
期末残高	<u>326,724</u>	<u>36,266</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
キャッシュ・フロー計算書
2018年11月30日終了期間
(未監査)
(単位：千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
営業活動からのキャッシュ・フロー： 運用の結果による純資産の純(減少)額	(12,471)	(1,384)
運用の結果による純資産の純増加(減少)額を営業活動から得た キャッシュ純額に一致させる調整：		
長期有価証券の購入	(342,817)	(38,053)
長期有価証券の売却による手取金	229,778	25,505
空売りにかかる支払	0	0
空売りによる手取金	0	0
短期投資有価証券の売却、純額	20,830	2,312
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品の(購入)売却、純額	(13)	(1)
店頭取引金融デリバティブ商品の(購入)売却、純額	(12,223)	(1,357)
相手方への預託金の(増加)減少	(3,454)	(383)
未収投資有価証券売却金の減少	4,740	526
TBA投資有価証券売却未収金の減少	0	0
未収利息および/または未収分配金の(増加)減少	(823)	(91)
未払投資有価証券購入金の増加(減少)	(937)	(104)
TBA投資有価証券購入未払金の(減少)	0	0
相手方からの預託金の(減少)	(1,400)	(155)
未払利息の増加	112	12
未払管理報酬の増加	5	1
未払投資顧問報酬の(減少)	0	0
未払代行協会員報酬の増加	1	0
未払管理事務代行報酬の(減少)	0	0
未払販売報酬の増加	5	1
未払設立費用の払戻しの増加	34	4
未払税金の増加	0	0
投資有価証券にかかる実現純(利益)損失	(82)	(9)
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品にかかる実現純(利益)損失	1,099	122
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる実現純(利益)損失	12,227	1,357
投資有価証券にかかる未実現損失の純変動	1,635	181
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品にかかる未実現(利益)の純変動	(1,346)	(149)
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる未実現損失の純変動	3,826	425
保証金(利益)損失	89	10
投資有価証券にかかる償却による減価(増価)、純額	741	82
営業活動から得た(に使用された)キャッシュ純額	<u>(100,444)</u>	<u>(11,149)</u>
財務活動からのキャッシュ・フロー：		
受益証券売却による手取金	67,173	7,456
受益証券買戻しにかかる支払	(153,467)	(17,035)
逆レボ契約による手取金	722,250	80,170
逆レボ契約にかかる支払	(629,793)	(69,907)
売却/買戻し取引による手取金	2,903,084	322,242
売却/買戻し取引にかかる支払	(2,808,803)	(311,777)
財務活動から得た(に使用された)キャッシュ純額	<u>100,444</u>	<u>11,149</u>
現金および外国通貨の純(減少)額：	<u>0</u>	<u>0</u>
現金および外国通貨：		
期首現在	<u>9</u>	<u>1</u>
期末現在	<u>9</u>	<u>1</u>
キャッシュ・フロー情報についての補足開示：		
当期支払利息	<u>1,156</u>	<u>128</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

資産合計に関連する未決済平均借入額合計に基づき、ファンドが当期中に重要な借入額を有していた場合、またはファンドのほぼすべての投資有価証券が公正価値の階層のレベル1または2に分類されなかった場合に、キャッシュ・フロー計算書が作成される。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

経理のハイライト

2018年11月30日終了期間

(未監査)

	円クラス(ヘッジあり)	
	(米ドル)	(円)
1口当たり特別情報:		
期首純資産価格	92.50	10,268
純投資利益 (a)	0.99	110
投資有価証券にかかる実現/未実現純利益 (損失)	<u>(5.12)</u>	<u>(568)</u>
投資運用からの増加(減少)合計	<u>(4.13)</u>	<u>(458)</u>
期末1口当たり純資産価格	<u>88.37</u>	<u>9,809</u>
トータル・リターン(機能通貨による) (b)	<u>(4.46)%</u>	
トータル・リターン(円による) (c)	<u>(0.15)%</u>	
期末純資産総額(千米ドル)	<u>76,325</u> 千米ドル	<u>8,472</u> 百万円
費用の対平均純資産比率*	<u>1.51</u> %	
費用の支払利息控除後対平均純資産比率*	<u>0.78</u> %	
純投資利益の対平均純資産比率*	<u>2.22</u> %	

* 年率換算済み。設立費用の払戻し(もしあれば)を除く。

(a) 1口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは(もしあれば)、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの1口当たり純資産価格の変動額の合計である。

(c) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金(もしあれば)の再投資額およびファンドの1口当たり純資産価格の変動額の合計である。ファンドの機能通貨は米ドルであるが、補足情報にあるとおり、トータル・リターンはファンドの純資産価額報告通貨でも表示されている。かかる計算の目的上、期首および期末の純資産価額は、それぞれ期首および期末の為替レートを用いて換算されており、分配金は分配時の為替レートを用いて換算されている。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 経理のハイライト
 2018年11月30日終了期間
 (未監査)

	米ドルクラス	
	(米ドル)	(円)
1口当たり特別情報:		
期首純資産価格	103.03	11,436
純投資利益 (a)	0.96	107
投資有価証券にかかる実現/未実現純利益 (損失)	0.00	0
投資運用からの増加(減少)合計	0.96	107
期末1口当たり純資産価格	103.99	11,543
トータル・リターン(機能通貨による) (b)	0.93 %	
期末純資産総額(千米ドル)	70,114 千米ドル	7,783 百万円
費用の対平均純資産比率*	1.92 %	
費用の支払利息控除後対平均純資産比率*	1.14 %	
純投資利益の対平均純資産比率*	1.86 %	

*年率換算済み。設立費用の払戻し(もしあれば)を除く。

(a) 1口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは(もしあれば)、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの1口当たり純資産価格の変動額の合計である。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2018年11月30日現在

(未監査)

1. 機構

本報告書に記載される各ファンド(以下、個別的に「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。)は、該当するファンドの各クラス受益証券(「クラス」)を含み、パーミュダの法律に基づき、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2001年8月8日付信託証書(随時改訂され、「信託証書」という。)により設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである、ピムコ・パーミュダ・トラスト(「トラスト」)の一シリーズである。2006年11月28日の営業時間終了時点(米国東部標準時)付で、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドが、ファンズの受益証券の保有者(「受益者」)にとってのトラストの受託会社としての役割を果たしていた。2017年9月29日の営業終了時点(米国東部標準時)付で、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、メイプルズ・トラスティ・サービシーズ(バミュダ)リミテッドがトラストの新受託会社として任命された。本報告書で使用されているように、「受託会社」とはトラストの受託会社として行為した人物を指す。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「PIMCO」、「管理会社」または「投資顧問会社」)は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは、投資信託法2006年規則に提示されているように規則および監督の対象ならびに標準ファンズに関する特定の規則の対象である。

信託証書の条項は、管理会社の同意により受託会社に対して、本財務書類日現在運用中のファンズに加えて、将来さらに複数のファンドを設立する権利を付与する。

本報告書に表示されるファンズは、下記の通りである。

ファンド	募集
ピムコ・パーミュダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・パーミュダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(JITF) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド ピムコ・リアル・リターン・ファンド	日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコ ショート・ターム ストラテジー [*]	日本の販売会社および/または販売取扱会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。

ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)	他のファンズに対し限定してその原投資対象としての役割を果たすために募集される。
------------------------------	---

* ピムコ ショート・ターム ストラテジーのJ(日本円)クラスおよびJ(米ドル)クラスは、日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーの円クラス(ヘッジあり)および米ドルクラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づき登録されている。残りの各ファンズならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーのJ(日本円)クラスおよびJ(米ドル)クラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づいて登録されておらず、登録される予定も現在ない。したがって、これらファンズの当該受益証券は、適切な日本の法律および規則に従う場合を除き、日本または日本のあらゆる居住者に対して直接的または間接的に募集することはできない。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則(「US GAAP」)に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、本財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求する。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

(a) 投資先ファンド

受託会社および管理会社は、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(JITF)、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド およびピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(以下、それぞれ、その他の投資信託に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」、または「取得ファンド」という。)の資産のすべてあるいは一部を、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)(以下、「投資先ファンド」、または「被取得ファンド」という。)の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領したかのように、当該被取得ファンドに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の1口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は当該受益証券の1口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。

(b) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日後の当該証券の標準決済期間を超えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの一定の分配金がファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカウントの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。一定の外国証券にかかる見積り税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて運用計算書において受取利息の構成要素または投資有価証券にかかる未実現（損）益純変動額に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純（損）益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は（もしあれば）、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、当該ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を使用して表示されている。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目（もしあれば）は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンズは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益（損失）ならびに未実現利益（損失）純変動額に含まれる。ファンズは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット（現金）ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる（金融デリバティブ商品を参照のこと。）。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レートの変動から生じた未実現外国通貨純利益および純損失は、運用計算書の外国通貨資産および負債にかかる未実現利益（損失）純変動額に含まれる。

一定のファンズ（またはもしあれば、当該クラス受益証券）の純資産価額（「純資産価額」）およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書（「英文目論見書」）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（「純資産価額通貨」）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨および機能通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド/クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
----------	-------------	------

ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (JITF)	日本円	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M) ・ 日本円 ・ 米ドル	米ドル	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド ・ J(ブラジル・リアル) ・ J(インドネシア・ルピア) ・ J(インド・ルピー) ・ J(メキシコ・ペソ) ・ J(トルコ・リラ) ・ J(南アフリカ・ランド) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド ・ J(ブラジル・リアル) ・ J(中国元) ・ J(インドネシア・ルピア) ・ J(インド・ルピー) ・ J(韓国ウォン)	日本円	米ドル
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	ユーロ	ユーロ
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ J(日本円) ・ J(米ドル) ・ 円クラス(ヘッジあり) ・ 米ドルクラス	日本円 日本円 日本円 米ドル	米ドル 米ドル 米ドル 米ドル

(d) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドごとに予想される分配の頻度を示したものである。各ファンドからの分配は、管理会社の承認でのみ受益者に宣言および分配することができるが、その承認は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎日宣言および毎月支払
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

毎月宣言および支払
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(JITF) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ J(日本円) ・ J(米ドル)
四半期毎の宣言および支払
ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド
毎年宣言および支払
ピムコ・リアル・リターン・ファンド ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ 円クラス(ヘッジあり) ・ 米ドルクラス
以下のファンド(またはそのクラス、該当する場合)について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

かかる分配金は、もしあれば、通常当該ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の投資純利益から支払われる。さらに管理会社は、分配可能な純実現キャピタル・ゲインからの支払を承認できる。追加の分配金は、管理会社が適切と判断した場合に宣言することができる。あらゆるファンド(またはそのクラス(該当する場合))に関して支払われた分配金は、当該ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の受益証券の純資産価額の減少をもたらす。受益者の裁量により、ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の現金分配はファンド(またはそのクラス(該当する場合))に追加された受益証券に再投資するか、または現金で受益者に支払うことができる。現金による支払いは、ファンドの純資産価額通貨で支払われる。ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、各ファンド(またはそのクラス(該当する場合))は、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド(またはそのクラス(該当する場合))の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド(またはそのクラス(該当する場合))の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、当該ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の利益として計上される。

(f) 新会計基準公表

2016年3月、財務会計基準審議会(「FASB」)は、会計基準編纂書(「ASC」)のトピック815に基づく、特定の関係にかかるデリバティブ契約の更改への影響に関連する指針を提供するASU第2016-05号を公表した。当該ASUは、2017年12月15日以降に開始する会計年度および2018年12月15日以降に開始する会計年度中の中間期間より適用される。現在、経営陣は、これらの変更が財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2016年8月、FASBは、キャッシュ・フロー計算書における特定の現金受領および現金支払いの分類にかかる指針を明確にするために、ASC第230号を修正するASU第2016-15号を公表した。当該ASUは、2018年12

月15日以降に開始する会計年度および2019年12月15日以降に開始する中間期間より適用される。現在、経営陣は、これらの変更が財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2016年11月、FASBは、キャッシュ・フロー計算書における制限付きの現金および制限付きの現金等価物の変動の分類ならびに表示にかかる指針を提供するASC第230号の修正版となる、ASU第2016-18号を公表した。当該ASUは、2018年12月15日以降に開始する会計年度および2019年12月15日以降に開始する中間期間より適用される。ファンズは、当該ASUを採用している。当該ASUの実施は、ファンズの財務書類に影響を及ぼさなかった。

2017年3月、FASBは、プレミアムで保有した特定のコーラブル債務証券についての償却期間に関連する指針を提供する、ASU第2017-08号を公表した。当該ASUは、2019年12月15日以降に開始する会計年度および2020年12月15日以降に開始する会計年度中の中間期間より適用される。当該ASUは、ファンズにより採用された。当該ASUの実施は、ファンズの財務書類に影響を及ぼさなかった。

2018年8月、FASBは、公正価値測定の開示要件を修正するASC第820号の修正版となる、ASU第2018-13号を公表した。当該ASUは、2019年12月15日以降に開始する会計年度および当該会計年度中の中間期間より適用される。現在、経営陣は、これらの変更が財務書類に及ぼす影響について評価中である。

3. 投資有価証券の評価および公正価値測定

(a) 投資評価方針

ファンドの受益証券の価格は、ファンドの純資産価額に基づく。ファンドまたはその各クラス(該当する場合)の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、(トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり)ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点(「NYSE終了時点」)で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日までに決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。各ファンドは、ファンドが早期に終了した場合、純資産価額の算定のタイミングを変更する権利を有する。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、市場価格で評価される。市場価格は通常、公式終値または最後に報告された売値、あるいは売りが報告されない場合は、評価の確立したマーケット・メーカーから入手した見積り、もしくはファンズの承認された価格設定サービス、相場報告システムおよびその他の第三者のソース(以下、まとめて「価格設定サービス」という。)により提供される価格(評価価額を含む。)に基づき決定される。ファンズは通常、国内の持分証券についてはNYSE終了時点直後に受領した価格設定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。市場価格での価格設定が用いられた場合、外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている(非米国の)外国持分証券は、通常、主要な取引所であると管理会社がみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。(非米国の)外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。国内および(非米国の)外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび個別株オプションは、通常、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場の過去の終値を反映したデータを用いた価格設定サービスに基づき評価される。価格設定サービスから入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券または証券に関連する利回りデータから入手した市場価格の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。スワップ契約は、ブローカー・ディーラーから入手した買呼値もしくは価格設定サービスまたはその他の価格設定ソースにより提供される市場ベースの価格に基づき評価される。上場投資信託(「ETF」)を除

き、ファンドのオープン・エンド型の投資運用会社への投資は、当該投資有価証券の純資産価額で評価される。オープン・エンド型の投資運用会社には、関連ファンズが含まれることがある。

(非米国の)外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない(非米国の)外国持分証券もまた、公正価値で評価される。(非米国の)外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定サービスおよびその他の第三者ベンダーにより提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際、ならびに公正価値決定の際に、ファンドは、とりわけ、関連市場の終了後およびNYSE終了時点前に生じた重大な事象(米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。)について検討することがある。ファンドは、(非米国の)外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモデリングツールを用いることができる。これらの目的において、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動(「ゼロ・トリガー」)も重要な事象とみなされ、(事実上、日々の公正価値評価につながる)価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない日に(非米国の)外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかった場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア(担保付き)変動金利ローンは、価格設定サービスにより提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値/売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア(担保付き)変動金利ローンは、市場価格に近似する公正価値で評価される。シニア(担保付き)変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。(a)借主および参加仲介業者の信用力、(b)ローンの条件、(c)類似のローンの市場における直近の価格(該当する場合)、および(d)類似の質、利率、次回の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが(非米国の)外国投資有価証券を保有する範囲において、受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次回の純資産価額の算定時に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。

市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任をPIMCOに委譲した。市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できず、証券または資産が管理会社により承認された評価方法に従って評価できない場合、当該証券または資産の評価額は評価委員会により誠実に決定される。関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ(例えば、取引情報、買呼値/売呼値情報、実勢相場(「ブローカー価格」)または価格設定サービスの価格)がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。管理会社は、ファンドの証券または資産の評価額に重大な影響を及ぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または資産が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を有する。

純資産価額算定の目的上、ファンドが組入証券またはその他の資産の評価額を決定するために公正価値評価を使用する場合、当該投資有価証券は、取引されている主たる市場からの見積りに基づき価格決定されるよりもむしろ、管理会社またはその指示に従って行動する者により公正価値を反映すると判断される他の方法で価格が決定されることがある。公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合(例えば、競売処分または清算売却)に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

(b) 公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別(レベル1, 2または3)に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1 - 活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格。

レベル2 - 活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット(金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率)またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3 - 管理会社またはその指示に従って行動する者による投資有価証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

US GAAPの要件に従い、レベル1およびレベル2の間での移動ならびにレベル3への/からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、当期中の実現および未実現(損)益、購入および売却、計上されたディスカウント(プレミアム)ならびにレベル3への/からの移動に帰属する変動を表す、報告された公正価値の期首から期末までの残高の調整を要求する。資産および負債のレベル間の移動については、期末時点の評価額が用いられる。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重大で観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従って、公正価値の階層のレベル3の調整および重大で観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

(c) 評価技法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1およびレベル2のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1およびレベル2に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法(または「技法」)および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付債券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告さ

れた取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてブローカー・ディーラーまたは価格設定サービスから入手した見積りに基づき評価される。価格設定サービスの内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク/スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却/買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービスにより、通常ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたモーゲージ関連証券およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物にかかるオプション契約等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

ファンドの機能通貨(建て)以外の通貨(建て)で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レート(直物相場と先物相場)を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格決定サービスにより、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資有価証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他のエクイティもまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク債は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

(ETF以外の)オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービス(通常はNYSE終了時点で決定される。)により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値/売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティー、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられる。上

述の類似の評価方法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカー・ディーラーの買呼値または価格設定サービス(通常はNYSE終了時点で決定される)により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価され得る。価格設定モデルには、翌日物金利スワップ(「OIS」)、ロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)先渡レート、金利、イールド・カーブおよびクレジット・スプレッド等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。公正価値の階層のレベル3に分類される組入資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価技法および重大なインプットは、以下のとおりである。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券(通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債)の市場価格の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格または市況データの分析により得られる内部評価によるものである。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価委員会により承認された手続きに基づき、定期的によりリセットされることがある。委任による価格設定手順(基準価格)の観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

満期までの残存期間が60日以内の(コマーシャル・ペーパー等の)短期債務証券は、当該短期債務証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

4. 証券およびその他の投資有価証券

(a) 繰延受渡取引

一定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

(b) インフレ連動債券

一定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期日における(インフレ率調整後の)原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債(US TIPS)の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期日に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

(c) ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関(「貸主」)により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達(債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行)に代わる当座の手段として借主により用いられる、(通常1年未満の)短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、(第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。)劣後債、ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および/または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの所有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合においても、

全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。

2018年11月30日現在、ファンズは未履行ローン契約を有していなかった。

(d) モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

一定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形式の民間保険または保証によりサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、ホーム・エクイティ・ローンおよび学生ローンを含む、様々な種類の資産により組成される。

(e) モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券(「CMO」)は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法的実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

(f) ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券(「SMBS」)は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常2つのクラスで構成され、モーゲージ・アセットのプールに係る利息分と元本償還分の異なる割合を受領する。SMBSには、すべての利息を受領するクラス(利息限定もしくは「I0」クラス)と、すべての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

(g) 債務担保証券

債務担保証券(「CDO」)は、債権担保証券(「CBO」)、ローン担保証券(「CLO」)および同様の仕組みの証券を含む。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクの投機的格付の確定利付証券のプールに担保された信託である。CLOは、主として投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含む、国内外のシニア(担保付き)・ローン、シニア(無担保)・ローンおよび劣後社債等のローンのプールに担保された信託である。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。本報告書の他の部分およびファンドの英文目論見書で論じられている確定利付証券に付随する通常のリスク(例:期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、リーガル・リスクおよび金利リスク(ストラクチャード・ファイナンスにかかる未払利息が金利の変動の倍数に基づき変動した場合またはその逆に変動した場合、悪化することがある。))に加え、CBO、CLOおよびその他のCDOは、()担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、()担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、()ファンドが他のクラスに劣後するCBO、CLOまたはその他のCDOに投資する可能性、および()複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、あるいは予期せぬ投資結果を招く可能性等を含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

(h) 現物払い証券

一定のファンズは、現物払い証券(「PIK」)に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金および/または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件(満期日、利率および関連リスクを含む。)を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み(「利込価格」という。)、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

(i) 譲渡制限証券

一定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求されることがある。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限投資証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2018年11月30日現在、ファンズが保有する譲渡制限投資証券は、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

(j) 仕組債

ファンズは、当事者間により交渉された債務証券である仕組債およびその他の関連商品に投資することができる。それらの元本および/または利息は、選定された証券、証券の指標または特定の利率、もしくは債券に反映される指標等の2つの資産または市場の運用実績の差異等のベンチマーク資産の運用実績、市場価格または利率(「エンベデッド・インデックス」)を参照に決定される。仕組債は、銀行を含む企業ならびに政府系機関により発行されることがある。当該仕組債の条項は、通常、仕組債が未決済の場合に、それらの元本および/または利息の支払いにエンベデッド・インデックスの変動が反映されるよう、上方または下方(ただし、通常はゼロを下回らない)に調整されることを条件とする。その結果、仕組債に対して行われるであろう利息および/または元本の支払いは、エンベデッド・インデックスのボラティリティーならびに元本および/または利息の支払いに係るエンベデッド・インデックスの変動の影響を含む複数の要因により、大きく異なる可能性がある。

(k) 米国政府機関証券または政府支援企業証券

一定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務で

ある。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫(「GNMA」または「ジニー・メイ」)により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の証券については、米国財務省(「米国財務省」)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(「FNMA」または「ファニー・メイ」)等のその他の証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅金融抵当金庫(「FHLMC」または「フレディ・マック」)が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、従来型の(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書(「PC」)を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

(1) 発行時取引

一定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。発行時取引ベースの証券売買取引は、通常の決済期間を超えた支払いおよび交付の実施を伴う、あらかじめ決められた価格または利回りでのファンドによる証券売買の約定である。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスク」を参照のこと。

() レポ契約

一定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ契約の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務(担保)を購入する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額または超過額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

(b) 逆レポ契約

一定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

(c) 売却/買戻し取引

一定のファンズは、「売却/買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却/買戻し資金調達取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、() 該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および() ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取

利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却/買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

(d) 空売り

特定のファンズは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、() 類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、() ファンドの柔軟性を高めるため、() 投資のリターンのため、() リスク・アービトラージ戦略の一環として、および() デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一環として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りに従事する場合、ファンドは空売りされた証券を借入れ、相手方に受け渡すことができる。ファンドは通常、証券を借入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならない、また、当該借入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は(もしあれば)、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは損失を被る。ファンドがその組入証券を保有している場合、もしくは追加費用なしで空売り証券または空売り証券と同一の証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることが出来ない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由、ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・不負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純(損)益ならびに未実現(損)益の純変動(それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。)は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現純(損)益ならびに未実現(損)益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ取引の金額に対する指針の役割を果たす。

(a) 為替予約契約

一定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に係る為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の市場価格は、為替予約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する一定のファンズはまた、ヘッジクラスの株式の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

(b) 先物契約

一定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に、定められた価格で、売買する契約である。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性がある。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドは先物ブローカーに対し、当初にブローカーまたは取引所に要求される証拠金として所定の金額の現金または米国政府もしくは政府機関の債務ならびに限定されたソブリン債を預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未払金または未収金は、ファンドにより計上または回収されることがある(「先物変動証拠金」)。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

(c) オプション契約

一定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。一定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの金額は、資産・負債計算書に含まれる。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または買戻された売却オプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。ファンドはオプションの売り方として、原投資対象が売却(コール)または購入(プット)が行われるかについて関与せず、この

結果、売却オプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

一定のファンズはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産・負債計算書に資産として含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。当該オプションのプレミアムは、特定の条件の変動パラメーターに基づいている。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または買戻された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を行使する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

クレジット・デフォルト・スワップション

一定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップションを売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

一定のファンズは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる、外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。

インフレーション・キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。インフレーション・キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品に係る投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるために金利キャップ・オプションを売却または購入することができる。金利キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えた変動金利のリスクからファンドを保護することである。金利フロアーは、金利連動型商品への投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利スワップション

一定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するまたは既存のスワップ契約を期間短縮、期間延長、中止もしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

一定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション(「先物オプション」)を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

(d) スワップ契約

一定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され(「店頭取引スワップ」)、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて清算されることがある(「集中清算の対象となるスワップ」)。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約および条項に基づいて担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産/倒産に陥った場合には、求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。市場価格の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現利益(損失)純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動(「スワップ変動証拠金」)は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、また、契約条項中の記載と現行の市況間との差異(クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他関連要因)を補うため、スワップ契約締結時に履行または受領した支払プレミアムを表す。受領された(支払われた)前払プレミアムは、当初は負債(資産)として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満了時に、実現利益または損失として運用計算書に計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンズにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は、運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの特定の投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は、その他のデリバティブ商品と同様に、ファンドにより市場価格、想定元本またはエクスポージャー額全体で評価されることがある。クレジット・デフォルト・スワップについては、ファンドの特定の投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額(すなわち、該当する契約の想定元本の合計に市場価格を加えたもの)で評価するが、ファンドの一定のその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを市場価格で評価することがある。例えば、ファンドの信用度に関する指針(該当する場合)の目的において、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価することがあるが、それは通常、当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、(相殺前の)資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および市場価格の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがセルまたはバイ・プロテクションを有しているかどうかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的で、ファンドによる一定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、他のタイプの投資者により評価される当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。スワップ契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利または当該スワップの対象資産の価値が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、また、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

既存のスワップ契約に基づき、ファンドが単一の相手方に負っているまたは単一の相手方から受領することになっている正味金額を制限する方針の範囲内で、当該制限は店頭取引スワップの相手方にのみ適用され、相手方がセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関である集中清算の対象となるスワップには適用されない。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

一定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供のため(すなわち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクを軽減するため)、もしくは、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、レファレンス・エンティティー、参照債務または参照指数に特定の信用事由がある場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者(プロテクションの買い手という。)による他方の当事者(プロテクションの売り手という。)に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から確定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクに晒されるという理由から、売り手として、ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、()スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券を受領するか、または()想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証

券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起きた場合、ファンドはプロテクションの売り手から、()スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券を交付するか、または()想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの当該エンティティの特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成するレファレンス・エンティティのすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品のバスケットまたはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、新興市場および/あるいは各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む統一された条件とともに、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、該当する場合、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、レファレンス・エンティティの債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入/売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での市場価格の上昇は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドがクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金(割引前)の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする期末現在未払いとなっている個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照

債務の回復額、契約締結時に受領した前払金またはファンドによって1つまたは複数の同じレファレンス・エンティティーに対して締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額等によって部分的に相殺されることがある。

金利スワップ契約

一定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。金利上昇の局面において、ファンドが保有する確定利率債の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。() プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「キャップ」を上回る金利まで支払うことを同意する金利キャップ、() プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「フロア」を下回る金利まで支払うことを同意する金利フロア、() 最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、() 買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までにゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮して前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、() 金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異(またはスプレッド)を固定することを認めるスプレッド・ロック、または() 異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップを含む。

トータル・リターン・スワップ契約

特定のファンズは、原参照商品に対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにトータル・リターン・スワップ契約を締結することができる。トータル・リターン・スワップ契約は、一または複数のキャッシュ・フローが原参照資産の価格および固定金利または変動金利に基づき交換されるよう約定する。トータル・リターン・スワップ契約は、市場連動リターンと引換えに利息を支払うよう約定する。一方の相手方が特定の原参照資産のトータル・リターンを支払うが、これには単一の証券、証券のバスケットまたはインデックスが含まれることがあり、引換えに固定金利または変動金利を受領する。満期日において、トータル・リターンが原参照資産から資金調達利率(もしあれば)を控除したリターンと等しくなる場合、純キャッシュ・フローが交換される。受取人として、ファンドはプラスのトータル・リターンに基づく支払いを受領し、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払義務を負う。支払人として、ファンドはプラスのトータル・リターンにかかる支払義務を負い、純額がマイナスのトータル・リターンとなる場合には支払いを受領する。

7. 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ(または被取得ファンズ)は、市場の変化(市場リスク)または取引の相手方の債務不履行あるいは不能(信用リスクおよび取引相手方リスク)等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ

一定のファンズが実質的にすべての各資産を被取得ファンドに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンドが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証

はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンドは、市場の変化(市場リスク)または取引の相手方の不履行あるいは不能(信用リスクおよび取引相手方リスク)による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、(非米国の)外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の上昇により確定利付証券およびファンドが保有するその他の商品の価値が減少する可能性があるリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図した通りの効果を得られないことがある。

デュレーションは、いくつかある特徴の中で特に、証券の利回り、クーポン、最終満期およびコールの特性を組み込んだ金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために用いられる手段である。コンベクシティは、金利の変動に対応したデュレーションの変動割合を測定する証券またはファンドの金利感応度を知るために用いられる、付加的な測定法である。デュレーションの長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。多岐にわたる要因(例:中央銀行による金融政策、インフレ率、景気全般等)により、金利は上昇し得る。現在の経済状況において、金利はほぼ歴史的な低水準にある。とりわけ、FRBの量的金融緩和政策の終了以来金利上昇局面に入り、上昇傾向が続くと見込まれることから、ファンズは現在金利リスクの高まりに直面している。FRBが利上げを継続する範囲において、金融システム全体の金利が上昇するリスクがある。さらに、債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング(値付け)」の能力は、足並みが揃っておらず、時に低下している。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、現在、確定利付債はボラティリティーおよび流動性リスクの増大に直面している。集約的および/または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。ファンドの評価額のおよ半が損なわれた場合、ファンドは受益者による買戻しの増加に直面し、それによりファンドが投資有価証券を不利なタイミングまたは価格で償還せざるを得なくなり、その結果、ファンドに悪影響が及ぶことがあり得る。また、大口の受益者が大量の受益証券を購入または買戻しを行った場合に、ファンドは悪影響を受ける可能性があるが、それはいつでも起こり得ることであり、大量の買戻し請求と同様の影響がファンドに及ぶ可能性がある。大口の受益者取引により、ファンドの流動性および純資産価額に悪影響が及ぶことがあり得る。当該取引はまた、ファンドの取引費用を増加させるか、またはファンドのパフォーマンスが意図していたものと異なってしまう可能性がある。さらに、ファンドは、その他の受益者が、大口の受益者の選択に基づいて投資決定を行うリスクに晒されている。

当レポートにおける(非米国の)外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポージャーの国と異なることがある。

ファンドが(非米国の)外国通貨に直接投資する場合、または外貨取引を行い(非米国の)外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、もしくは(非米国の)為替リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象とな

る。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入(または市場への介入の失敗)、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的發展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式ならびに優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の市場価格は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済あるいは実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業界における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティーが高い。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対するリスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、認識され、高く評価された取引所において、多数の顧客および相手方との取引を引受けることにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。店頭取引デリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くが店頭取引デリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブについて、信用リスクは、店頭取引デリバティブ取引の相手方というよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用力に属する。ファンドのデリバティブおよび関連商品の利用に関連する規制の変更は、デリバティブに投資するファンドの能力を潜在的に制限するか、またはファンドの能力に影響を及ぼし、デリバティブを利用する特定の戦略を採用するためのファンドの能力を制限し、および/またはデリバティブおよびファンドの評価もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レボ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および/または利息の支払、またその他義務を履行できない(または履行しようとしぬ)場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券および金融デリバティブ商品は、信用リスクの程度(多くの場合信用格付けに反映される。)の変更による影響を受けることがある。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を、現金もしくは証券の態様で、担保として差出すものとする。ファンドは、該当する担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。しかし、取引相手方リスクを最小限に抑えるというPIMCOの試みは、不成功に終わる可能性がある。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済/支払がなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払を受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

8. マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項(「マスター契約」)の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を規律し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。多くのマスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、(すでに実施されている既存の担保を除いた)特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額(相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及び)を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、AAAの格付を有する他の形態の証券またはソブリン債が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価(証券)または相手方への預託金のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として反映される。担保として受領した一切の証券の市場価格は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引の影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約(以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。)は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却/買戻し取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約(「マスター・フォワード契約」)は、ファンズと選定された相手方間とのTBA証券、繰延受渡取引または売却/買戻し取引等の、特定の先渡取引について管理する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始ならびに確認、支払いならびに譲渡、債務不履行、終了事由および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在の先渡取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会(「CFTC」)に登録された先物取引業者(「FCM」)の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクが軽減されることがある。FCMの債務不履行のシナリオの際にエクスポージャーを移転できること(ポータビリティ)により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。変動証拠金または市場価格の変動は日々換算されるが、ファンドの証拠金に関する個別の契約に当事者が合意しない限り、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の市場価格または未実現累積(損)益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス(「ISDAマスター契約」)は、ファンズと選定された相手方間で締結された二者間の店頭金融デリバティブ取引を管理する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保の差入れおよび債務不履行または終了事由に対する規定を保持する。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、本財務書類にとって重大であることがある。限られた状況下において、ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。これらの金額は、もしあれば、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。当期末現在の店頭金融デリバティブ商品の市場価格、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

9. 報酬および手数料

各ファンドは、(個別に計算される各ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される)以下の年率で支払われる、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	-	-	-	-
ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	-	-	-	-
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	-	0.45% ⁽¹⁾	0.25% ⁽²⁾	0.02%	0.33% ⁽³⁾
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	-	0.45% ⁽⁴⁾	0.25% ⁽⁵⁾	0.02%	0.33% ⁽⁶⁾
ピムコ ショート・ターム ストラテジー					
・ J(日本円)	-	-	-	-	-
・ J(米ドル)	-	-	-	-	-
・ 円クラス(ヘッジあり)	0.35% ⁽⁷⁾	-	-	0.08% ⁽⁸⁾	0.32% ⁽⁹⁾
・ 米ドルクラス	0.35% ⁽¹⁰⁾	-	-	0.08% ⁽¹¹⁾	0.32% ⁽¹²⁾

(1) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億ユーロ以下の部分について年率0.45%、5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.40%、10億ユーロ超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。

(2) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万ユーロ以下の部分について年率0.25%、5,000万ユーロ超1億ユーロ以下の部分について年率0.20%、1億ユーロ超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。

(3) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億ユーロ以下の部分について年率0.23%、5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.28%、10億ユーロ超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。

(4) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.45%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.40%、10億米ドル超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。

(5) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.25%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.20%、1億米ドル超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。

- (6) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.23%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.28%、10億米ドル超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。
- (7) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利(「政策金利」)に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (8) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利(「政策金利」)に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (9) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利(「政策金利」)に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (10) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利(「政策金利」)に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (11) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利(「政策金利」)に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (12) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利(「政策金利」)に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該

報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、もしあれば、PIMCOに対して、投資顧問、管理事務代行業務および監査、保管、受託、投資有価証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者による業務の提供および提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、もしあれば、ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の受益証券関連のサービスおよび販売を提供する金融仲介業者に対して毎月後払いで払い戻される。ピムコ・バーミュダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンドおよびピムコ・バーミュダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンドの場合、管理報酬より、PIMCOは投資顧問業務および管理事務代行業務に関連した費用を負担し、その0.1%は管理事務代行費用に充当すべく指定されている。当該報酬と引き換えに、PIMCOは監査、保管、受託、投資有価証券会計、法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む、ファンズが必要とする一定の第三者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象ファンズに関して、PIMCOは通常、かかる報酬から利益を得る。

上記の表に記載される通り、一定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を受け取り、かかる報酬の一部は、PIMCOへサービス報酬として分配される。

ファンズ(またはそのクラス(該当する場合))は、適用ある場合、()公租公課、()ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、()利息支払いを含む借入費用、()訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用、ならびに()特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、ピムコ ショート・ターム ストラテジーの当初設立に付随する設立費用を支払っている、または支払う予定である。

PIMCOおよび/またはその関連会社は、ピムコ ショート・ターム ストラテジーの日本円および米ドルクラス受益証券の日本における当初募集に関連するすべての費用(弁護士費用を含む)(「当初募集関連費用」)を立替えて前払いする。ファンドの運営開始時または運営開始時付近において、ファンドは、PIMCOおよび/またはその関連会社に対して前払いされた当初募集関連費用を払戻し、当該当初募集関連費用を運営の最初の会計年度において償却する。もっとも、PIMCOは、日本円および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超える部分(「当初募集関連費用上限」)については、当初募集関連費用の払戻しを放棄することに合意した。PIMCOおよび/またはその関連会社は、ファンドの運営開始から5年以内の期間においては、当初募集関連費用上限により放棄された当初募集関連費用を回収することができる。ただし、PIMCOおよび/またはその関連会社によって取戻される金額は、日本円および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超えないものとする。当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドの日本円もしくは米ドルクラスのいずれかが終了した場合、PIMCOおよび/またはその関連会社は、当該クラスから払い戻されなかった残りの費用の償還を求めない。さらに、当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドの日本円および米ドルクラスの両方が終了した場合、PIMCOおよび/またはその関連会社は、ファンドから払い戻されなかった残りの費用の償還を求めない。2018年11月30日現在、PIMCOおよび/またはその関連会社に対する当初募集関連費用の回収可能額は、15,402米ドルであった。

PIMCOは、日本の一般投資家向けのピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドおよびピムコ ショート・ターム ストラテジーの米ドルクラスおよび円クラス(ヘッジあり)の受益証券の販売およびサービスについて、SMB C日興証券株式会社を代行協会員および販売会社に任命した。その他のファンズに関しては、販売会社は任命されていない。

PIMCOは、トラストの設定に伴う設立費を支払った。さらにファンズが設立される場合、当該ファンドに直接帰属する当該費用は、当該ファンドにより負担される。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬(もしあれば)は注記9に開示され、関連当事者に支払われた報酬額(もしあれば)は、資産・負債計算書において開示される。

トラストの関連当事者であるアリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーは、2018年11月30日現在、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド の純資産の59.91%を保有していた。

一定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンズの有価証券の購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドによる、または共通の投資顧問会社(または関連投資顧問会社)を持つことから関連会社であると考えられるファンドによる有価証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2018年11月30日に終了した期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間の証券の売買に従事した(金額:千単位)。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)	7,484	18,293
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	607	369
ピムコ ショート・ターム ストラテジー	1,942	41,524

11. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者(受託会社およびPIMCOを含む)は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生 of 請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12. 利益参加型受益証券

トラストは5,000億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者が各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来いずれかのファンドに関連して追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった(口数および金額:千単位^{*})。

	ピムコ・ パーミューダ・ フォーリン・ロウ・ デュレーション・ ファンド		ピムコ・ パーミューダ・ ユー・エス・ロウ・ デュレーション・ ファンド		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (JITF)		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (M)	
	2018年11月30日 終了期間		2018年11月30日 終了期間		2018年11月30日 終了期間		2018年11月30日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	24	2,420	16	1,613	132	5,235	該当なし	該当なし
日本円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	5	44
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	6,610	98,126
受益証券買戻支払額	(44)	(4,431)	(29)	(2,954)	(135)	(5,394)	該当なし	該当なし
日本円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(27)	(213)
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(13,519)	(200,490)
ファンド証券取引 による純(減少)	(20)	(2,011)	(13)	(1,341)	(3)	(159)	(6,931)	(102,533)

	ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (円ヘッジ)		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ ファンド (1)		ピムコ・ユーロ・ トータル・ リターン・ ファンド	
	2018年11月30日 終了期間		2018年11月30日 終了期間		2018年11月30日 終了期間		2018年11月30日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (ユーロ)
受益証券販売受取額	17	995	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	9	94
J(ブラジル・リアル)	該当なし	該当なし	26	1,146	2	23	該当なし	該当なし
J(中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	6	該当なし	該当なし
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	3	200	0	7	該当なし	該当なし
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	6	371	0	6	該当なし	該当なし
J(韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	6	該当なし	該当なし
J(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	2	114	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	424	6,009	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(南アフリカ・ランド)	該当なし	該当なし	8	290	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分配金の再投資による 発行額	0	0	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	0
J(中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	44	該当なし	該当なし
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	0	7	1	37	該当なし	該当なし
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	0	7	1	39	該当なし	該当なし
J(韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1	43	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	(62)	(3,687)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(33)	(344)
J(ブラジル・リアル)	該当なし	該当なし	(110)	(4,844)	(6)	(84)	該当なし	該当なし
J(中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	(14)	該当なし	該当なし
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	(4)	(339)	0	(14)	該当なし	該当なし
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	(18)	(1,237)	0	(14)	該当なし	該当なし
J(韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	(14)	該当なし	該当なし
J(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	(20)	(1,123)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	(2,344)	(32,796)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(南アフリカ・ランド)	該当なし	該当なし	(23)	(836)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド証券取引による 純増加(減少)	(45)	(2,692)	(2,050)	(33,031)	(1)	71	(24)	(250)

	ピムコ・リアル・ リターン・ファンド	ピムコ ショート・ ターム ストラテジー
--	-----------------------	-------------------------

	2018年11月30日 終了期間		2018年11月30日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	17	292	該当なし	該当なし
Ｊ（日本円）	該当なし	該当なし	67	6,109
Ｊ（米ドル）	該当なし	該当なし	38	3,615
円クラス（ヘッジあり）	該当なし	該当なし	261	23,547
米ドルクラス	該当なし	該当なし	388	40,295
受益証券買戻支払額	(86)	(1,462)	該当なし	該当なし
Ｊ（日本円）	該当なし	該当なし	(975)	(88,229)
Ｊ（米ドル）	該当なし	該当なし	(44)	(4,155)
円クラス（ヘッジあり）	該当なし	該当なし	(223)	(20,005)
米ドルクラス	該当なし	該当なし	(226)	(23,436)
ファンド証券取引による 純（減少）	(69)	(1,170)	(714)	(62,259)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

- (1) 2018年11月30日現在、一人の受益者が、ファンドの60%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。

13. 規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、かかるレポートの日付においてのみ言及するものである。

14. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてパーミューダ法に服する。現行のパーミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2018年11月30日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2018年11月30日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15. 後発事象

管理会社は、財務書類が公表可能となる2019年2月5日までの間に、ファンズの財務書類において存在する、後発事象の可能性について評価している。2019年1月8日付で、ピムコ・エマージング・マーケット・ファンド およびピムコ・エマージング・マーケット・ファンド（M）の日本円クラスが償還した。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な追加事象はないと決定した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表
 2018年11月30日現在
 (未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 158.1%		
社債および約束手形 83.2%		
銀行金およびファイナンス 34.2%		
ABN AMRO Bank NV		
3.261% due 09/27/2021	\$ 200	\$ 200
ADCB Finance Cayman Ltd.		
3.000% due 03/04/2019	3,000	2,999
AerCap Ireland Capital DAC		
3.750% due 05/15/2019	2,400	2,402
AIA Group Ltd.		
2.250% due 03/11/2019 (g)	3,050	3,041
2.858% due 09/20/2021	700	701
Air Lease Corp.		
2.125% due 01/15/2020	200	197
2.500% due 03/01/2021	300	291
2.750% due 01/15/2023	500	472
Aircastle Ltd.		
7.625% due 04/15/2020	500	524
Allstate Corp.		
2.816% due 03/29/2021	200	198
Ally Financial, Inc.		
3.500% due 01/27/2019	500	499
3.750% due 11/18/2019	1,000	1,002
4.250% due 04/15/2021	100	100
8.000% due 03/15/2020	100	105
American Tower Corp.		
3.400% due 02/15/2019	1,000	1,000
Aozora Bank Ltd.		
2.750% due 03/09/2020	1,300	1,287
3.810% due 09/07/2021	700	700
Assurant, Inc.		
3.624% due 03/26/2021	700	700
Athene Global Funding (g)		
3.000% due 07/01/2022	973	944
3.628% due 07/01/2022	2,750	2,798
AvalonBay Communities, Inc.		
2.866% due 01/15/2021	200	200
Axis Bank Ltd.		
3.250% due 05/21/2020	600	592
Banco Santander Chile		
3.290% due 07/25/2020	200	201
3.907% due 11/28/2021	800	807
Bank of America Corp.		
3.046% due 10/01/2021	700	701
3.129% due 07/21/2021	300	300
Barclays PLC		
2.750% due 11/08/2019 (g)	3,900	3,865
8.250% due 12/15/2018 (b) (c)	200	200
BOC Aviation Ltd.		
2.375% due 09/15/2021 (g)	1,700	1,627
2.750% due 09/18/2022	200	190
3.000% due 03/30/2020	650	644
3.609% due 05/02/2021 (g)	1,200	1,208
3.875% due 05/09/2019	500	501
Brimor Operating Partnership LP		
3.591% due 02/01/2022	600	598
Cantor Fitzgerald LP		
7.875% due 10/15/2019	1,000	1,030
Cooperatieve Rabobank UA		
2.894% due 01/10/2023 (g)	2,000	1,992

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Credit Suisse Group AG		
3.574% due 06/12/2024	\$ 1,000	\$ 998
Credit Suisse Group Funding Guernsey Ltd.		
4.735% due 04/16/2021	900	931
Danske Bank A/S		
1.650% due 09/06/2019	250	246
3.394% due 09/12/2023	500	483
DBS Group Holdings Ltd.		
3.110% due 07/25/2022	1,500	1,502
Emirates NBD PJSC		
4.059% due 01/26/2020	200	202
General Electric Co.		
3.800% due 06/18/2019 (g)	1,900	1,890
Goldman Sachs Group, Inc.		
3.786% due 11/15/2021	200	201
Goodman U.S. Finance Two LLC		
6.000% due 03/22/2022	500	529
Hitachi Capital UK PLC		
3.335% due 11/20/2020	2,600	2,595
HSBC Holdings PLC		
2.984% due 09/11/2021 (g)	2,500	2,482
3.640% due 05/18/2024	200	197
4.349% due 05/25/2021 (g)	1,650	1,683
HSH Portfoliomanagement AoeR		
2.970% due 11/19/2021	800	805
ICICI Bank Ltd.		
3.125% due 08/12/2020	1,000	985
3.500% due 03/18/2020	700	696
ING Bank NV		
2.450% due 03/16/2020	400	395
International Lease Finance Corp.		
8.250% due 12/15/2020	600	646
8.625% due 01/15/2022	400	448
Intesa Sanpaolo SpA		
3.875% due 01/15/2019	1,300	1,300
ITAU Corpbanca		
3.875% due 09/22/2019	1,000	1,004
JPMorgan Chase & Co.		
2.947% due 06/18/2022 (g)	2,000	1,990
3.417% due 06/07/2021	500	505
LeasePlan Corp. NV		
2.875% due 01/22/2019	1,000	999
Lloyds Banking Group PLC		
2.907% due 11/07/2023	300	282
3.153% due 06/21/2021 (g)	1,700	1,697
7.000% due 06/27/2019 (b)(c)	GBP 300	381
Macquarie Group Ltd.		
3.731% due 03/27/2024	\$ 500	499
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.		
3.280% due 07/25/2022 (g)	3,950	3,943
3.394% due 09/13/2021	500	506
3.478% due 03/02/2023	1,200	1,196
3.609% due 02/22/2022	500	504
Mitsubishi UFJ Lease & Finance Co. Ltd.		
2.500% due 03/09/2020	400	395
2.652% due 09/19/2022	1,500	1,432
2.750% due 10/21/2020	700	689
Mizuho Financial Group, Inc.		
3.211% due 09/11/2022 (g)	1,200	1,205
3.474% due 09/13/2021	1,373	1,390
3.647% due 02/28/2022	2,400	2,412
Morgan Stanley		
3.399% due 07/22/2022 (g)	2,500	2,484

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Navient Corp.		
4.875% due 06/17/2019	\$ 1,400	\$ 1,404
5.000% due 10/26/2020	300	298
5.500% due 01/15/2019	550	550
8.000% due 03/25/2020	900	932
Nordea Bank Abp		
3.647% due 08/30/2023 (g)	1,000	999
NTI Finance Corp.		
2.916% due 06/29/2020	3,010	3,022
ORIX Corp.		
2.650% due 04/13/2021	3,450	3,353
2.900% due 07/18/2022	650	630
3.200% due 01/19/2022	200	196
Protective Life Global Funding		
2.906% due 06/28/2021	500	500
Qatari Diar Finance Co.		
5.000% due 07/21/2020	400	409
QNB Finance Ltd.		
2.875% due 04/29/2020	500	495
3.939% due 02/07/2020	2,000	2,013
3.968% due 02/12/2020	1,000	1,006
4.096% due 04/01/2019	1,000	1,007
Royal Bank of Scotland Group PLC		
4.086% due 05/15/2023 (g)	3,150	3,081
6.400% due 10/21/2019	1,200	1,227
Santander Holdings USA, Inc.		
4.450% due 12/03/2021 (d)	900	900
Santander UK Group Holdings PLC		
2.875% due 10/16/2020	100	99
3.373% due 01/05/2024	1,100	1,039
Siam Commercial Bank PCL		
3.500% due 04/07/2019	100	100
Sinochem Overseas Capital Co. Ltd.		
4.500% due 11/12/2020	500	506
SL Green Operating Partnership LP		
3.609% due 08/16/2021	500	498
Springleaf Finance Corp.		
5.250% due 12/15/2019	100	101
Standard Chartered PLC		
2.400% due 09/08/2019 (g)	1,500	1,490
Starwood Property Trust, Inc.		
3.625% due 02/01/2021	400	389
State Bank of India		
3.358% due 04/06/2020	1,500	1,503
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.		
3.205% due 07/12/2022 (g)	1,300	1,302
3.546% due 07/14/2021	400	405
Synchrony Financial		
2.600% due 01/15/2019	400	400
3.000% due 08/15/2019	1,500	1,490
3.812% due 02/03/2020	100	100
UBS Group Funding Switzerland AG		
3.566% due 08/15/2023	500	496
VEREIT Operating Partnership LP		
3.000% due 02/06/2019	1,250	1,249
WEA Finance LLC		
2.700% due 09/17/2019 (g)	1,135	1,129
		111,861
添付 42.3%		
Alimentation Couche-Tard, Inc.		
2.834% due 12/13/2019	300	300
Allergan Funding SCS		
3.589% due 03/12/2020	800	806

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2018年11月30日現在

(未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Andeavor Logistics LP		
5.500% due 10/15/2019	\$ 900	\$ 912
Arrow Electronics, Inc.		
3.500% due 04/01/2022	600	587
Aviation Capital Group LLC		
2.875% due 01/20/2022	200	193
3.190% due 07/30/2021	500	500
Baidu, Inc.		
2.750% due 06/09/2019 (g)	1,500	1,496
BAT Capital Corp.		
2.297% due 08/14/2020	200	195
3.496% due 08/15/2022 (g)	3,300	3,299
BAT International Finance PLC		
1.625% due 09/09/2019	1,500	1,479
Bayer U.S. Finance II LLC		
3.003% due 06/25/2021	400	398
3.344% due 12/15/2023	1,100	1,078
Bayer U.S. Finance LLC		
2.375% due 10/08/2019	1,000	991
Becton Dickinson & Co.		
2.133% due 06/06/2019	1,000	994
BMW U.S. Capital LLC (g)		
2.984% due 08/14/2020	2,000	1,997
3.118% due 08/13/2021	1,200	1,189
Broadcom Corp.		
2.375% due 01/15/2020 (g)	2,300	2,270
Cardinal Health, Inc.		
3.104% due 06/15/2022	600	597
Central Nippon Expressway Co. Ltd.		
2.241% due 02/16/2021	200	195
2.293% due 04/23/2021	1,000	971
2.567% due 11/02/2021	1,000	973
3.076% due 02/15/2022	7,000	6,936
3.547% due 04/23/2021	300	304
3.548% due 03/03/2022	300	300
Charter Communications Operating LLC		
4.191% due 02/01/2024	2,900	2,904
4.464% due 07/23/2022	800	802
CNI Industrial Capital LLC		
3.375% due 07/15/2019	400	399
4.875% due 04/01/2021	900	907
CNPC General Capital Ltd.		
2.750% due 05/14/2019	600	598
Comcast Corp.		
2.848% due 10/01/2021	900	900
Conagra Brands, Inc.		
3.219% due 10/22/2020	200	200
Constellation Brands, Inc.		
3.209% due 11/15/2021	200	199
Continental Airlines 1999-1 Class A Pass-Through Trust		
6.545% due 02/02/2019	82	83
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
7.500% due 01/15/2019 (g)	2,500	2,512
D&E Funding LLC		
4.000% due 08/01/2020	400	394
Daimler Finance North America LLC		
3.112% due 05/05/2020	600	599
3.132% due 05/04/2021 (g)	3,700	3,693
Dell International LLC		
3.480% due 06/01/2019 (g)	3,400	3,393
4.420% due 06/15/2021	500	501
Delta Air Lines 2011-1 Class A Pass-Through Trust		
5.300% due 04/15/2019	370	373

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2018年11月30日現在

(未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Delta Air Lines, Inc.		
2.875% due 03/13/2020	\$ 700	\$ 694
3.625% due 03/15/2022	1,250	1,226
Deutsche Telekom International Finance BV		
1.500% due 09/19/2019	800	789
Discovery Communications LLC		
3.048% due 09/20/2019	100	100
DISH DBS Corp.		
7.875% due 09/01/2019	700	720
Dow Chemical Co.		
8.550% due 05/15/2019	1,500	1,536
DR Horton, Inc.		
3.750% due 03/01/2019	200	200
eBay, Inc.		
3.021% due 08/01/2019 (g)	3,500	3,505
Ecopetrol S.A.		
7.625% due 07/23/2019	500	513
Encana Corp.		
6.500% due 05/15/2019	400	406
Energy Transfer Operating LP		
9.000% due 04/15/2019	700	714
Enterprise Products Operating LLC		
6.500% due 01/31/2019	1,400	1,407
EQT Corp.		
8.125% due 06/01/2019 (g)	2,500	2,559
Equifax, Inc.		
3.486% due 08/15/2021	1,000	1,004
Ford Motor Credit Co. LLC		
2.021% due 05/03/2019	400	397
2.943% due 01/08/2019	1,000	999
3.164% due 03/12/2019 (g)	3,460	3,458
3.448% due 08/12/2019	500	500
 Fresenius Medical Care U.S. Finance II, Inc.		
5.625% due 07/31/2019 (g)	2,700	2,735
GATX Corp.		
2.600% due 03/30/2020	250	247
3.302% due 11/05/2021	1,000	1,000
General Electric Co.		
6.000% due 08/07/2019	500	506
General Mills, Inc.		
3.459% due 10/17/2023	200	198
6.610% due 10/15/2020	500	527
General Motors Co.		
3.389% due 08/07/2020	400	399
General Motors Financial Co., Inc.		
3.258% due 04/09/2021	1,100	1,093
3.500% due 07/10/2019	1,000	1,001
3.692% due 11/06/2021 (g)	2,900	2,887
Halfmoon Parent, Inc.		
2.984% due 09/17/2021	1,000	993
3.326% due 07/15/2023	800	793
Harley-Davidson Financial Services, Inc.		
3.146% due 05/21/2020	400	400
3.655% due 03/02/2021	600	600
Harris Corp.		
3.000% due 04/30/2020	800	798
Hewlett Packard Enterprise Co.		
2.100% due 10/04/2019	700	691
3.059% due 10/05/2021	600	597
Holcim U.S. Finance Sarl & Cie SCS		
6.000% due 12/30/2019	929	953
HP, Inc.		
3.376% due 01/14/2019 (g)	1,800	1,801

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2018年11月30日現在

(未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
HPHT Finance 15 Ltd.		
2.875% due 03/17/2020 (g)	\$ 1,000	\$ 991
Humana, Inc.		
2.625% due 10/01/2019	690	688
Hutchison Whampoa International 09 Ltd.		
7.625% due 04/09/2019 (g)	2,000	2,032
Hyundai Capital America		
2.000% due 07/01/2019	500	496
2.500% due 03/18/2019	505	504
3.137% due 09/18/2020	600	598
Hyundai Capital Services, Inc.		
1.625% due 08/30/2019	600	592
2.625% due 09/29/2020	700	684
Imperial Brands Finance PLC		
2.950% due 07/21/2020	700	689
Incitec Pivot Finance LLC		
6.000% due 12/10/2019	1,000	1,023
Kinder Morgan, Inc.		
3.050% due 12/01/2019	400	397
Kraft Heinz Foods Co.		
3.438% due 08/10/2022	500	497
Marriott International, Inc.		
3.268% due 12/01/2020	1,000	1,000
Masco Corp.		
3.500% due 04/01/2021	200	198
McDonald's Corp.		
2.939% due 10/28/2021	500	499
MGM Resorts International		
5.250% due 03/31/2020	300	304
6.750% due 10/01/2020	1,850	1,932
Minera y Metalurgica del Boleo SAPI de C. V.		
2.875% due 05/07/2019	900	898
Mylan NV		
2.500% due 06/07/2019	548	545
3.150% due 06/15/2021	100	98
3.750% due 12/15/2020	700	701
Nexen Energy ULC		
6.200% due 07/30/2019 (g)	1,000	1,018
Nissan Motor Acceptance Corp.		
2.854% due 09/13/2019	300	300
2.983% due 09/21/2021	500	497
3.076% due 09/28/2022 (g)	1,000	994
3.086% due 07/13/2022 (g)	2,350	2,335
Ooredoo Tameel Ltd.		
3.039% due 12/03/2018	400	400
Pacific National Finance Pty Ltd.		
4.625% due 09/23/2020	2,201	2,222
Park Aerospace Holdings Ltd.		
3.625% due 03/15/2021	100	98
Penske Truck Leasing Co. LP		
3.050% due 01/09/2020	1,000	995
Petroleos Mexicanos		
8.000% due 05/03/2019	1,000	1,014
Petronas Capital Ltd.		
5.250% due 08/12/2019	1,000	1,014
Phillips 66		
3.186% due 04/15/2020 (g)	2,850	2,851
QUALCOMM, Inc.		
2.600% due 01/30/2023	200	190
3.250% due 01/30/2023	600	598
QVC, Inc.		
3.125% due 04/01/2019	1,300	1,298
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. 3		
6.750% due 09/30/2019	700	719

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2018年11月30日現在

(未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Reckitt Benckiser Treasury Services PLC		
2.926% due 06/24/2022	\$ 450	\$ 446
SBS Global Americas Holdings GP		
2.500% due 03/25/2019	1,000	997
Shire Acquisitions Investments Ireland DAC		
1.900% due 09/23/2019	3,900	3,841
SMEC Aviation Capital Finance DAC		
3.000% due 07/15/2022	200	193
SNCF Réseau EPIC		
2.000% due 10/13/2020	500	490
Southwest Airlines Co.		
2.750% due 11/06/2019	300	298
Spectra Energy Partners LP		
3.016% due 06/05/2020	200	200
Spirit AeroSystems, Inc.		
3.134% due 06/15/2021	400	400
Syngenta Finance NV		
3.698% due 04/24/2020	1,400	1,391
Telefonica Emisiones SAU		
5.134% due 04/27/2020	250	255
5.877% due 07/15/2019	900	914
Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV		
1.700% due 07/19/2019	2,100	2,076
Textron, Inc.		
3.168% due 11/10/2020	200	200
Toyota Motor Credit Corp.		
3.040% due 05/17/2022 (g)	1,800	1,788
Tyson Foods, Inc.		
3.157% due 05/30/2019 (g)	2,000	2,000
United Technologies Corp.		
3.279% due 08/16/2021	500	500
Viacom, Inc.		
5.625% due 09/15/2019	500	510
VMware, Inc.		
2.300% due 08/21/2020	400	390
Wabtec Corp.		
3.382% due 09/15/2021	900	900
Woolworths Group Ltd.		
4.000% due 09/22/2020	400	402
Xerox Corp.		
2.750% due 03/15/2019	500	499
Zimmer Biomet Holdings, Inc.		
3.089% due 03/19/2021	700	698
Zoetis, Inc.		
3.085% due 08/20/2021	400	398
		138,068
公益事業 6.7%		
AT&T, Inc.		
3.386% due 07/15/2021	200	201
3.488% due 06/01/2021	300	301
3.504% due 02/15/2023	600	597
3.514% due 06/12/2024	600	592
BellSouth LLC		
4.333% due 04/26/2021	1,000	1,005
Chugoku Electric Power Co., Inc.		
2.701% due 03/16/2020	200	198
Duke Energy Corp.		
3.114% due 05/14/2021	1,600	1,603
Enbridge, Inc.		
2.814% due 01/10/2020	700	697
Entergy Texas, Inc.		
7.125% due 02/01/2019	300	201

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Israel Electric Corp. Ltd.		
7.250% due 01/15/2019	\$ 447	\$ 449
9.375% due 01/28/2020	600	639
KT Corp.		
2.625% due 04/22/2019	500	499
Mississippi Power Co.		
3.031% due 03/27/2020	800	800
NextEra Energy Capital Holdings, Inc.		
3.107% due 08/21/2020	1,300	1,299
Pennsylvania Electric Co.		
5.200% due 04/01/2020	250	256
Plains All American Pipeline LP		
5.750% due 01/15/2020	500	510
Sabine Pass Liquefaction LLC		
5.625% due 02/01/2021	300	309
Sompra Energy		
2.784% due 03/15/2021	300	299
Sinopec Group Overseas Development 2014 Ltd.		
3.334% due 04/10/2019	1,100	1,101
Sinopec Group Overseas Development 2015 Ltd.		
2.500% due 04/28/2020	800	788
Sinopec Group Overseas Development 2016 Ltd.		
1.750% due 09/29/2019	1,100	1,086
Sinopec Group Overseas Development 2017 Ltd.		
2.250% due 09/13/2020	500	489
Southern Co.		
3.104% due 02/14/2020	1,000	996
Southern Power Co.		
2.888% due 12/20/2020	1,100	1,094
Sprint Capital Corp.		
6.900% due 05/01/2019	700	710
State Grid Overseas Investment 2014 Ltd.		
2.750% due 05/07/2019	1,000	997
Verizon Communications, Inc.		
3.334% due 03/16/2022	100	101
3.716% due 05/15/2025 (g)	1,900	1,885
Vodafone Group PLC		
3.426% due 01/16/2024 (g)	1,800	1,780
WGL Holdings, Inc.		
2.884% due 03/12/2020	400	399
		21,881
社債および約束手形合計 (取得原価\$273,510)		271,800
地方債 0.3%		
Dauphin, Pennsylvania, Pennsylvania Higher Education Assistance Agency Revenue Bonds, Series 2006		
2.620% due 10/25/2036	395	393
Sacramento, California, General Obligation Bonds, Series 2017		
3.087% due 04/01/2047	200	201
Salt Lake, Utah, Utah State Board of Regents Revenue Bonds, Series 2017		
3.065% due 01/25/2057	208	208
Thurston, Washington, Health Care Facilities Authority Revenue Bonds, Series 2017		
2.740% due 01/01/2042	250	255
地方債合計 (取得原価\$1,046)		1,057
米国政府機関債 7.2%		
Fannie Mae		
3.115% due 03/25/2038	184	188
3.465% due 04/25/2023	5	5
4.000% due 07/01/2048 (g)	7,450	7,499
4.000% due 11/01/2048 (g)	8,167	8,220

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Freddie Mac		
2.606% due 03/15/2037	\$ 1,576	\$ 1,571
2.606% due 10/15/2037 (g)	2,076	2,080
2.606% due 08/15/2042 (g)	1,074	1,073
2.656% due 01/15/2040 (g)	953	955
2.857% due 04/15/2022	1	1
Ginnie Mae		
2.644% due 06/20/2061	34	34
2.710% due 11/20/2067 (g)	1,000	1,028
2.754% due 03/20/2061	113	113
2.974% due 08/20/2066	153	154
3.074% due 05/20/2066	177	179
3.124% due 07/20/2066	90	92
3.124% due 11/20/2066	191	194
米国政府機関債合計		23,386
(取得原価\$23,289)		
米国財務省証券 33.5%		
Treasury Inflation Protected Securities		
0.750% due 07/15/2028 (e)	10,861	10,581
U.S. Treasury Bonds		
2.875% due 08/15/2028 (g)	1,800	1,779
U.S. Treasury Notes		
2.625% due 07/31/2020 (g)	97,500	97,193
米国財務省証券合計		109,563
(取得原価\$109,858)		
モーゲージ・バック証券 10.2%		
AREIT Trust		
3.262% due 11/14/2035	1,000	1,003
Atrium Hotel Portfolio Trust		
3.257% due 06/15/2035	700	700
Bancorp Commercial Mortgage Trust		
3.207% due 09/15/2035	978	977
Bayview Koitere Fund Trust		
3.623% due 03/28/2033	210	210
Bayview Opportunity Master Fund IIIa Trust		
3.352% due 11/28/2032	57	57
Bayview Opportunity Master Fund IVa Trust		
3.721% due 02/28/2033	189	188
Bear Stearns Adjustable Rate Mortgage Trust		
3.833% due 04/25/2033	23	23
4.205% due 08/25/2033	36	36
BSPRT Issuer Ltd.		
3.127% due 10/15/2034	898	897
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
2.595% due 11/25/2036	881	873
Civic Mortgage LLC		
4.349% due 11/25/2022	785	785
Cold Storage Trust		
3.307% due 04/15/2036	200	200
Commercial Mortgage Trust		
2.944% due 03/10/2046	395	394
Credit Suisse Mortgage Capital Trust		
3.057% due 07/15/2032	300	299
CS First Boston Mortgage-Backed Trust		
3.955% due 10/25/2034	12	12
Firstmac Mortgage Funding Trust No. 4		
3.187% due 03/08/2049	784	782
GPMT Ltd.		
3.200% due 11/21/2035	750	749
Great Wolf Trust		
3.307% due 09/15/2034	500	499

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
GS Mortgage Securities Corporation Trust		
3.007% due 07/15/2032	\$ 300	\$ 299
Holmes Master Issuer PLC		
2.796% due 10/15/2054	1,000	998
2.856% due 10/15/2054	3,500	3,495
Hyatt Hotel Portfolio Trust		
2.965% due 08/09/2032	800	797
Ispac CMB Trust		
2.565% due 05/25/2035	2,167	2,123
2.955% due 03/25/2035	236	229
JPMorgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust		
3.145% due 07/15/2034	700	699
3.217% due 06/15/2035	500	499
3.307% due 06/15/2032	500	500
LMREC, Inc.		
3.987% due 11/24/2031	200	200
Long Beach Mortgage Loan Trust		
3.290% due 04/25/2035	1,000	1,000
Morgan Stanley Capital I Trust		
3.157% due 11/15/2034	800	800
Motel 6 Trust		
3.227% due 08/15/2034	864	865
Nomura Resecuritization Trust		
2.953% due 10/26/2036	2,174	2,185
NovaStar Mortgage Funding Trust		
2.975% due 01/25/2036	400	396
Pepper Residential Securities Trust No. 20		
2.486% due 09/16/2059	AUD 336	246
PFP Ltd.		
3.187% due 07/14/2035	\$ 274	274
Residential Asset Mortgage Products Trust		
2.995% due 05/25/2035	500	496
Ripon Mortgages PLC		
1.689% due 08/20/2056	GBP 167	212
RMAT LP		
4.090% due 05/25/2048	\$ 803	800
Structured Asset Investment Loan Trust		
2.865% due 09/25/2034	1,980	1,954
Taurus UK DAC		
1.739% due 11/17/2027	GBP 497	631
Tharaldson Hotel Portfolio Trust		
3.066% due 11/11/2034	\$ 866	864
UBS-Barclays Commercial Mortgage Trust		
3.104% due 04/10/2046	300	304
VOLT LXII LLC		
3.125% due 09/25/2047	364	361
Wells Fargo Commercial Mortgage Trust		
3.038% due 12/15/2036	1,500	1,498
3.164% due 12/13/2031	500	500
3.353% due 07/15/2046	300	304
WFRSS Commercial Mortgage Trust		
3.093% due 12/15/2045	925	929
モーゲージ・バック証券合計		33,142
(取得原価\$33,177)		
アセット・バック証券 17.4%		
Atrium XII		
3.299% due 04/22/2027	1,000	997
BAM CLO Ltd.		
3.166% due 04/16/2026	1,743	1,735
Bank of The West Auto Trust		
1.780% due 02/15/2021	515	513
Benefit Street Partners CLO VII Ltd.		
3.225% due 07/18/2027	1,000	998

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

		額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
Black Diamond CLO Designated Activity Co.				
3.448% due 10/03/2029	\$	1,000	\$	1,001
Cairn CLO IV BV				
0.582% due 01/30/2028	EUR	1,000		1,134
CARDS II Trust				
2.567% due 10/17/2022	\$	1,200		1,200
2.657% due 04/17/2023		1,000		1,002
Carlyle Global Market Strategies Euro CLO DAC				
0.730% due 09/21/2029	EUR	400		453
CarMax Auto Owner Trust				
1.800% due 03/15/2021	\$	1,000		995
Cont CLO 19 Ltd.				
3.839% due 10/29/2025		197		197
Chesapeake Funding II LLC				
1.910% due 08/15/2029		738		730
3.230% due 08/15/2030		1,000		998
Commercial Industrial Finance Corporation Funding Ltd.				
3.350% due 10/25/2027		400		398
Contego CLO II BV				
0.594% due 11/15/2026	EUR	1,000		1,132
Credit Suisse Mortgage Capital Trust				
4.500% due 03/25/2021	\$	47		47
Dartry Park CLO DAC				
0.830% due 04/28/2029	EUR	300		340
Dorchester Park CLO DAC				
3.369% due 04/20/2028	\$	500		500
ECMC Group Student Loan Trust				
3.065% due 02/27/2068		740		740
3.365% due 05/25/2067		1,170		1,188
EFS Volunteer LLC				
3.340% due 10/25/2035		179		179
Evans Grove CLO Ltd.				
3.627% due 05/28/2028		2,100		2,094
Figueroa CLO Ltd.				
3.336% due 01/15/2027		1,000		999
Ford Credit Floorplan Master Owner Trust A				
2.715% due 10/15/2023		700		700
Gallatin CLO IX Ltd.				
3.485% due 01/21/2028		1,100		1,097
GMF Floorplan Owner Revolving Trust				
2.627% due 09/15/2022		400		400
3.500% due 09/15/2023		1,700		1,707
Halcyon Loan Advisors Funding Ltd.				
3.389% due 04/20/2027		1,100		1,099
Hertz Fleet Lease Funding LP				
3.230% due 05/10/2032		1,000		1,001
Jamestown CLO IV Ltd.				
3.126% due 07/15/2026		808		806
Jamestown CLO VIII Ltd.				
3.306% due 01/15/2028		500		499
Jubilee CLO BV				
0.481% due 12/15/2029	EUR	1,500		1,693
LP Credit Card Asset-Backed Securities Master Trust				
3.830% due 08/20/2024	\$	858		860
Marathon CLO V Ltd.				
3.516% due 11/21/2027		1,500		1,494
Marlette Funding Trust				
3.060% due 07/17/2028		271		270
3.710% due 12/15/2028		600		601
Master Credit Card Trust II				
2.790% due 07/21/2024		500		501
Mercedes-Benz Auto Lease Trust				
2.200% due 04/15/2020		1,330		1,327

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2018年11月30日現在

(未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
MMAF Equipment Finance LLC		
2.920% due 07/12/2021	\$ 1,000	\$ 998
Mountain View CLO X Ltd.		
3.256% due 10/13/2027	1,000	998
Navient Private Education Loan Trust		
2.650% due 12/15/2028	138	136
Navient Student Loan Trust		
3.430% due 12/15/2059	1,000	1,002
3.465% due 03/25/2066	114	116
Nelnet Student Loan Trust		
3.015% due 09/27/2038	2,408	2,427
3.115% due 09/25/2065	174	175
3.165% due 02/25/2066	2,345	2,370
Ocean Trails CLO IV		
3.518% due 08/13/2025	370	370
OCF CLO Ltd.		
3.236% due 07/15/2027	1,000	995
OneMain Financial Issuance Trust		
2.370% due 09/14/2032	200	197
OSCAR U.S. Funding Trust IX LLC		
3.150% due 08/10/2021	500	499
OSCAR U.S. Funding Trust VIII LLC		
2.910% due 04/12/2021	500	500
Palmer Square CLO Ltd.		
3.466% due 08/15/2026	963	948
Penarth Master Issuer PLC		
2.753% due 09/18/2022	500	499
Progress Residential Trust		
3.703% due 01/17/2034	100	100
Prosper Marketplace Issuance Trust		
3.350% due 10/15/2024	356	355
Securitized Term Auto Receivables Trust		
3.060% due 02/25/2021	1,500	1,500
SLC Student Loan Trust		
2.444% due 03/15/2027	999	995
2.676% due 05/15/2029	241	239
SLM Private Education Loan Trust		
4.557% due 06/16/2042	500	511
SLM Student Loan Trust		
2.580% due 01/26/2026	1,854	1,850
2.804% due 12/15/2027	116	116
3.990% due 04/25/2023	379	385
Sofi Consumer Loan Program LLC		
2.770% due 05/25/2026	95	94
Sofi Professional Loan Program LLC		
2.720% due 10/27/2036	201	197
3.265% due 01/25/2039	70	70
Sofi Professional Loan Program Trust		
3.080% due 01/25/2048	467	466
THE Credit Wind River CLO Ltd.		
3.886% due 01/15/2026	200	200
Tikehau CLO BV		
0.600% due 08/04/2028	EUR 1,500	1,701
Trillium Credit Card Trust II		
2.565% due 02/27/2023	\$ 1,500	1,498
Venture XVII CLO Ltd.		
3.316% due 04/15/2027	250	249
Voya CLO Ltd.		
3.210% due 07/25/2026	269	269
WhiteHorse IX Ltd.		
3.609% due 07/17/2026	178	179
アセット・バック証券合計		56,829
(取得原価\$57,076)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2018年11月30日現在

(未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ソブリン債 2.8%		
Development Bank of Japan, Inc.		
3.047% due 04/23/2021	\$ 1,000	\$ 1,007
Erste Abwicklungsanstalt		
2.977% due 03/09/2020	1,000	1,003
Export-Import Bank of India		
2.750% due 04/01/2020	700	690
3.646% due 08/21/2022	1,350	1,351
3.875% due 10/02/2019	500	501
Japan Bank for International Cooperation		
2.250% due 02/24/2020	800	793
2.859% due 07/21/2020	800	803
3.259% due 02/24/2020	400	402
Japan Finance Organization for Municipalities		
2.125% due 03/06/2019	1,400	1,398
Japan International Cooperation Agency		
1.875% due 11/13/2019	1,000	988
Tokyo Metropolitan Government		
2.125% due 05/20/2019	200	199
ソブリン債合計		9,135
(取得原価\$9,159)		
恒期金融商品 3.5%		
国際性預金証書 0.6%		
ITAU CorpBanca		
2.500% due 12/07/2018	500	500
2.570% due 01/11/2019	600	600
Lloyds Bank Corporate Markets PLC		
2.866% due 09/24/2020	600	600
2.908% due 10/26/2020	400	400
		2,100
コマーシャル・ペーパー 2.3%		
AT&T, Inc.		
3.091% due 05/28/2019 (f)	2,000	1,970
Campbell Soup Co.		
2.925% due 01/15/2019 (f)	250	249
CNH Industrial Capital LLC		
3.563% due 05/09/2019 (f)	300	295
Syngenta Wilmington, Inc.		
3.042% due 12/06/2018 (f)	1,200	1,200
VW Credit Canada, Inc.		
3.121% due 07/01/2019 (f)	3,900	3,829
		7,543
短期債券 0.2%		
Harris Corp.		
3.166% due 02/27/2019	600	600
定期預金 0.4%		
ANZ National Bank		
0.700% due 12/03/2018	NZD 7	5
0.750% due 12/03/2018	AUD 319	233
1.690% due 12/03/2018	\$ 23	23
Bank of Nova Scotia		
0.880% due 12/03/2018	CAD 544	409
1.690% due 12/03/2018	\$ 171	171
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.		
(0.270%) due 12/03/2018	¥ 36	0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

投資有価証券明細表(続き)

2018年11月30日現在

(未監査)

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Brown Brothers Harriman & Co.			
(0.800%) due 12/03/2018	DKK	2	\$ 0
0.360% due 12/03/2018	GBP	1	1
0.700% due 12/03/2018	NZD	1	0
0.750% due 12/03/2018	AUD	2	2
0.880% due 12/03/2018	CAD	12	9
Citibank N.A.			
0.360% due 12/03/2018	GBP	24	31
1.690% due 12/03/2018	\$	82	82
DBS Bank Ltd.			
1.690% due 12/03/2018		38	38
Deutsche Bank AG			
(0.570%) due 12/03/2018	EUR	0	1
HSBC Bank			
0.360% due 12/03/2018	GBP	1	1
JPMorgan Chase & Co.			
1.690% due 12/03/2018	\$	174	174
National Australia Bank Ltd.			
0.750% due 12/03/2018	AUD	44	33
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
0.360% due 12/03/2018	GBP	8	10
1.690% due 12/03/2018	\$	30	30
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
(0.270%) due 12/03/2018	¥	30	0
1.690% due 12/03/2018	\$	145	145
			1,398
短期金融商品合計			11,641
(取得原価\$11,642)			
投資有価証券合計 (a) 158.1%			\$ 516,543
(取得原価\$518,757)			
金融デリバティブ商品 (h) (j) (0.7%)			(2,280)
(取得原価またはプレミアム、純額 \$(46))			
その他の資産および負債、純額 (57.4%)			(187,539)
純資産 100.0%			\$ 326,724

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
投資有価証券明細表(続き)
2018年11月30日現在
(未監査)

投資有価証券明細表に対する注記(金額:千単位*, 契約数を除く):

- * ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
- (a) 2018年11月30日現在の地理学的な地域による投資有価証券合計の配分は、米国における純資産の101.0%、日本における12.6%、ケイマン諸島における9.5%、英国における9.5%、および純資産全体の25.5%を占めるその他の国により構成される。
- (b) 偶発転換証券。
- (c) 永久証券。表示されている日付は、適用ある場合、次の契約上の繰上げ償還日を表す。
- (d) 発行時決済証券。
- (e) 証券の額面価格はインフレ率に対して調整されている。
- (f) クーボンは、満期までの利回りを表す。

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レボ契約

相手方	借入金利	借入日	満期日	借入額 ^(a)	逆レボ契約 に対する未払金
BCY	(0.250%)	09/11/2018	N/A ^(a)	\$ (934)	\$ (934)
BOS	2.410%	11/13/2018	12/13/2018	(3,891)	(3,896)
BOS	2.470%	11/13/2018	12/13/2018	(875)	(876)
CSN	2.390%	11/19/2018	12/19/2018	(7,069)	(7,075)
CSN	2.400%	11/26/2018	12/10/2018	(6,276)	(6,278)
FOB	2.450%	09/27/2018	12/06/2018	(6,856)	(6,886)
FOB	2.450%	11/16/2018	12/06/2018	(18,911)	(18,930)
FOB	2.460%	11/20/2018	12/06/2018	(16,687)	(16,700)
FOB	2.460%	11/21/2018	12/04/2018	(4,986)	(4,989)
FOB	2.460%	11/26/2018	12/10/2018	(2,372)	(2,373)
GRE	2.390%	11/30/2018	12/03/2018	(1,793)	(1,793)
RDR	2.510%	11/13/2018	12/12/2018	(8,995)	(9,006)
UAG	2.500%	11/19/2018	12/17/2018	(8,310)	(8,317)
UAG	2.510%	11/05/2018	12/05/2018	(11,719)	(11,740)
UAG	2.510%	11/26/2018	12/05/2018	(2,673)	(2,674)
UAG	2.560%	11/26/2018	12/17/2018	(6,706)	(6,709)
逆レボ契約合計					\$ (109,176)

売却/買戻し取引

相手方	借入金利	借入日	満期日	借入額 ^(a)	売却/買戻し 取引にかかる 未払金 ^(a)
BFS	2.382%	11/28/2018	12/03/2018	\$ (91,868)	\$ (91,899)
BFS	2.433%	11/30/2018	12/03/2018	(2,413)	(2,414)
売却/買戻し取引合計					\$ (94,313)

担保付借入として計上される特定の譲渡

	契約の残存約定定期日				
	オーバーナイト および連続取引	30日まで	31日から90日	90日以上	合計
逆レボ契約					
非米国社債	\$ 0	\$ (36,752)	\$ 0	\$ (934)	\$ (37,686)
米国社債	0	(51,572)	0	0	(51,572)
米国政府機関債	0	(19,918)	0	0	(19,918)
逆レボ契約合計	\$ 0	\$ (108,242)	\$ 0	\$ (934)	\$ (109,176)
売却/買戻し取引					
米国政府機関債	\$ 0	\$ (94,313)	\$ 0	\$ 0	\$ (94,313)
売却/買戻し取引合計	\$ 0	\$ (94,313)	\$ 0	\$ 0	\$ (94,313)
借入れ合計	\$ 0	\$ (202,555)	\$ 0	\$ (934)	\$ (203,489)
逆レボ契約および売却/買戻し取引にかかる未払金					\$ (203,489)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
投資有価証券明細表(続き)
2018年11月30日現在
(未監査)

借入れおよびその他の資金調達取引の概要

以下は、2018年11月30日現在の、相手方による借入れならびにその他の金融取引の市場価格および差入/(受領)された担保の概要である。

(a) 2018年11月30日現在、下記のマスター契約の条項に基づき、時価総額208,009米ドルの組入証券が担保となっている。

相手方	レポ契約にかか る受領額	逆レポ契約 に対する 未払金	売却/買戻し 取引にかか る未払金	空売りに かかる未払金	借入れおよび その他の資金 調達取引合計	担保差入/ (受領)	エクスポー ジャー純額 ⁽¹⁾
グローバル・マスター・レポ契約							
BCY	\$ 0	\$ (934)	\$ 0	\$ 0	\$ (934)	\$ 991	\$ 57
BOS	0	(4,772)	0	0	(4,772)	5,136	364
CSN	0	(13,353)	0	0	(13,353)	14,114	761
FOB	0	(49,878)	0	0	(49,878)	52,466	2,588
GRE	0	(1,793)	0	0	(1,793)	1,779	(14)
RDR	0	(9,006)	0	0	(9,006)	9,355	349
UAG	0	(29,440)	0	0	(29,440)	30,663	1,223
マスター証券フォワード取引契約							
BFS	0	0	(94,313)	0	(94,313)	93,505	(808)
借入れおよびその他の資金調達取引 合計	\$ 0	\$ (109,176)	\$ (94,313)	\$ 0			

⁽¹⁾ 満期の定めのない逆レポ契約。

⁽²⁾ 2018年11月30日終了期間中、未決済の平均借入額は108,718米ドルで、加重平均率は2.296%であった。平均借入額は、当期中保有された場合、売却/買戻し取引および逆レポ契約を含むことがある。

⁽³⁾ 売却/買戻し取引にかかる未払金には、1米ドルの価格下落による繰延が含まれる。

⁽⁴⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの/への未収金/(未払金)を表す。借入およびその他の金融取引からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

(b) 金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

購入オプション

上場先物契約にかかるとオプション

銘柄	行使価格	権利失効日	契約数	取得原価	市場価格
Call - U.S. Treasury 5-Year Note January 2019 Futures	\$116.750	12/21/2018	448	\$ 4	\$ 0
Call - U.S. Treasury 5-Year Note January 2019 Futures	117.000	12/21/2018	358	3	0
Call - U.S. Treasury 10-Year Note January 2019 Futures	126.000	12/21/2018	10	0	0
Call - U.S. Treasury 10-Year Note January 2019 Futures	126.500	12/21/2018	147	1	0
Call - U.S. Treasury 10-Year Note January 2019 Futures	127.000	12/21/2018	139	1	0
Call - U.S. Treasury 10-Year Note January 2019 Futures	128.500	12/21/2018	21	0	0
Put - U.S. Treasury 2-Year Note January 2019 Futures	103.750	12/21/2018	105	1	0
購入オプション合計				\$ 10	\$ 0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
投資有価証券明細表(続き)
2018年11月30日現在
(未監査)

先物契約							
銘柄	種類	権利失効月	契約数	未実現利益/ (損失)	変動証拠金		
					資産	負債	
3-Month Canada Bank Acceptance December Futures	Long	12/2019	177	\$ 11	\$ 15	\$ 0	0
3-Month Canada Bank Acceptance June Futures	Long	06/2019	12	(2)	0	0	0
3-Month Canada Bank Acceptance June Futures	Long	06/2020	171	78	17	0	0
3-Month Canada Bank Acceptance March Futures	Long	03/2020	224	52	21	0	0
3-Month Canada Bank Acceptance September Futures	Long	09/2019	34	(2)	3	0	0
90-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2018	52	(5)	0	(1)	
90-Day Eurodollar March Futures	Long	03/2019	265	20	0	0	
90-Day Eurodollar March Futures	Short	03/2020	265	(83)	0	(3)	
90-Day Eurodollar March Futures	Short	03/2022	195	(46)	0	(7)	
90-Day Sterling March Futures	Long	03/2019	614	(51)	0	(10)	
90-Day Sterling March Futures	Short	03/2020	614	46	20	0	
U.S. Treasury 2-Year Note March Futures	Long	03/2019	457	61	7	0	
U.S. Treasury 5-Year Note March Futures	Short	03/2019	925	(151)	0	(29)	
U.S. Treasury 10-Year Note March Futures	Short	03/2019	331	(110)	0	(47)	
U.S. Treasury 30-Year Bond March Futures	Short	03/2019	29	(6)	0	(11)	
United Kingdom Treasury 10-Year Gilt March Futures	Short	03/2019	98	(61)	0	(37)	
先物契約合計				\$ (249)	\$ 83	\$ (145)	

スワップ契約								
社債、ソブリン債および米国地方債にかかるクレジット・デフォルト・スワップ・セール・プロテクション ⁽¹⁾								
レファレンス・エンティティ	固定取引 受領金利	満期日	2018年11月 30日現在の インプライド・ クレジット・ スプレッド ⁽²⁾		市場価格	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
			想定元本 ⁽⁴⁾				資産	負債
General Electric Co.	1.00%	12/20/2020	1.745%	\$ 100	\$ (1)	\$ 1	\$ 0	\$ 0
General Electric Co.	1.00%	12/20/2023	2.108%	300	(14)	(6)	0	(1)
					\$ (15)	\$ (5)	\$ 0	\$ (1)

クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ・バイ・プロテクション ⁽¹⁾							
指数/トランシェ	固定取引 (支払)金利	満期日	想定元本 ⁽⁴⁾	市場価格 ⁽³⁾	未実現利益/ (損失)	変動証拠金 資産	負債
CDX HY-31 Index	(5.000%)	12/20/2023	\$ 14,300	\$ (777)	\$ 255	\$ 39	\$ 0

金利スワップ									
支払/ 受領	変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日	想定元本	市場価格	未実現利益/ (損失)	変動証拠金 資産	負債
支払 ⁽⁶⁾		3-Month USD-LIBOR	2.618%	05/10/2021	\$65,960	\$ 1	\$ 1	\$ 12	\$ 0
支払 ⁽⁷⁾		3-Month USD-LIBOR	2.618%	05/11/2021	33,000	5	5	32	0
支払 ⁽⁸⁾		3-Month USD-LIBOR	2.614%	05/14/2021	41,120	1	1	7	0
受領		3-Month USD-LIBOR ⁽⁵⁾	3.000%	12/19/2028	3,800	28	(36)	0	(6)
支払		FEDX.01 Index	2.750%	11/15/2020	35,500	83	115	2	0
						\$ 118	\$ 86	\$ 53	\$ (6)
スワップ契約合計						\$ (674)	\$ 336	\$ 92	\$ (7)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
投資有価証券明細表(続き)
2018年11月30日現在
(未監査)

金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の概要

以下は、2018年11月30日現在の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の概要である。

- (1) 2018年11月30日現在、3,242米ドルの現金が、下記の上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	市場価格	変動証拠金			市場価格	変動証拠金		
		資産				負債		
	購入	先物	スワップ	合計	売却	先物	スワップ	合計
オプション	オプション							
上場金融デリバティブ商品								
または集中清算の対象となる								
金融デリバティブ商品合計	\$ 0	\$ 83	\$ 92	\$ 175	\$ 0	\$ (145)	\$ (7)	\$ (152)

- ⁽¹⁾ ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは(i)スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務もしくはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券を受領するか、または(ii)想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。
- ⁽²⁾ ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは(i)スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務もしくはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券を交付するか、または(ii)想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。
- ⁽³⁾ 絶対値で表され、期末時点の社債、米国地方債またはソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブに対する債務不履行の可能性もしくはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティーのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入/売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティーの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。
- ⁽⁴⁾ 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドが信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。
- ⁽⁵⁾ クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、価格および最終額は、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブにとっての期待負債(または期待収益)は、期末現在クローズした/売却されたスワップ契約の想定元本である可能性を表す。当該スワップと比較した場合の絶対値における市場価格の増加は、レファレンス・エンティティーの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。
- ⁽⁶⁾ 対受領変動金利指数 1-Month USD LIBOR plus 0.139%。
- ⁽⁷⁾ 対受領変動金利指数 1-Month USD LIBOR plus 0.136%。
- ⁽⁸⁾ かかる商品は、先日付スタートを有する。追加情報については、財務書類に対する注2「証券取引および投資収益」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
投資有価証券明細表(続き)
2018年11月30日現在
(未監査)

(j) 金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品

為替予約契約

相手方	決済月	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益/(損失)	
				資産	負債
BOA	12/2018	JPY 999,520	\$ 8,927	\$ 125	\$ 0
BOA	12/2018	\$ 16,211	EUR 14,251	0	(75)
BOA	01/2019	EUR 14,251	\$ 16,270	72	0
BPS	12/2018	JPY 42,123	370	0	(1)
BPS	12/2018	\$ 895	JPY 101,965	3	0
BPS	12/2018	593	67,287	0	0
BRC	12/2018	JPY 12,300	\$ 108	0	0
BRC	12/2018	\$ 436	JPY 49,300	0	(2)
CBK	12/2018	CAD 412	\$ 315	5	0
CBK	12/2018	EUR 4,212	4,806	37	0
CBK	12/2018	\$ 5,041	EUR 4,450	0	(2)
CBK	12/2018	351	GBP 271	0	(5)
CBK	01/2019	EUR 110	\$ 125	0	0
GLM	12/2018	\$ 363	JPY 41,200	0	(1)
GLM	01/2019	GBP 128	\$ 164	0	0
HUS	12/2018	AUD 513	389	0	(6)
HUS	12/2018	JPY 115,827	1,022	2	0
HUS	12/2018	15,495	137	0	0
HUS	12/2018	\$ 1	JPY 103	0	0
HUS	01/2019	JPY 16,418	\$ 145	0	0
RBC	01/2019	190,800	1,687	1	0
SCX	12/2018	EUR 14,489	16,534	129	0
SCX	12/2018	GBP 1,330	1,701	4	0
SSB	12/2018	\$ 8,464	JPY 962,520	13	0
SSB	01/2019	JPY 962,520	\$ 8,497	0	(13)
				\$ 391	\$ (105)

円クラスおよびJ(日本円)クラス為替予約契約

相手方	決済月	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益/(損失)	
				資産	負債
AZD	12/2018	JPY 170,506	\$ 1,499	\$ 0	\$ (2)
BOA	12/2018	\$ 89,466	JPY 10,016,845	0	(1,251)
BPS	12/2018	JPY 165,963	\$ 1,462	0	0
BPS	12/2018	\$ 85,855	JPY 9,682,719	0	(582)
BRC	12/2018	JPY 9,422,456	\$ 83,186	205	0
BRC	12/2018	\$ 89,644	JPY 10,091,461	0	(772)
BRC	01/2019	83,504	9,422,456	0	(193)
CBK	12/2018	JPY 965,671	\$ 8,519	18	(4)
CBK	12/2018	\$ 710	JPY 80,273	0	(4)
HUS	12/2018	JPY 9,397,199	\$ 82,824	66	0
HUS	12/2018	\$ 998	JPY 113,104	0	(2)
HUS	01/2019	83,139	9,397,199	0	(52)
RYL	12/2018	JPY 82,834	\$ 730	1	0
RYL	01/2019	\$ 733	JPY 82,834	0	(1)
SCX	12/2018	JPY 145,001	\$ 1,287	11	0
SSB	12/2018	9,634,339	84,721	1	(127)
SSB	12/2018	113,104	996	0	0
SSB	01/2019	\$ 84,592	JPY 9,582,140	130	0
TOR	12/2018	JPY 53,292	\$ 472	2	0
				\$ 434	\$ (2,990)
為替予約契約合計				\$ 825	\$ (3,095)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

購入オプション

金利スワップション

相手方	銘柄	変動金利指数	支払/ 受領変動 金利	行使率	権利失効日	想定元本	取得原価	市場価格
CEK	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	支払	3.000%	02/11/2019	\$ 50,000	\$ 29	\$ 82
購入オプション合計							\$ 29	\$ 82

売却オプション

金利スワップション

相手方	銘柄	変動金利指数	支払/ 受領変動 金利	行使率	権利失効日	想定元本	プレミアム (受領)	市場価格
CEK	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	3.030%	02/11/2019	\$ 5,800	\$ (16)	\$ (37)
GLM	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	2.950%	02/11/2019	10,800	(17)	(40)
							\$ (33)	\$ (77)

クレジット・デフォルト・スワップション

相手方	銘柄	バイ/セル プロテクション	行使率	権利失効日	想定元本	プレミアム (受領)	市場価格	
BOA	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.900%	12/19/2018	\$ 2,000	\$ (2)	\$ (1)	
BOA	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.850%	01/16/2019	2,000	(3)	(3)	
BOA	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.900%	01/16/2019	4,000	(6)	(4)	
BOA	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.950%	02/20/2019	1,000	(2)	(2)	
BOA	Put - CDX IG-31 Index	Sell	1.000%	02/20/2019	1,500	(3)	(2)	
BPS	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.900%	12/19/2018	1,700	(2)	0	
BRC	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.850%	12/19/2018	2,100	(2)	(1)	
BRC	Put - CDX IG-31 Index	Sell	1.000%	01/16/2019	1,500	(1)	(1)	
BRC	Put - CDX IG-31 Index	Sell	1.050%	02/20/2019	2,300	(4)	(3)	
BRC	Put - CDX IG-31 Index	Sell	1.100%	03/20/2019	800	(1)	(1)	
CEK	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.950%	01/16/2019	1,800	(2)	(1)	
CEK	Put - CDX IG-31 Index	Sell	1.000%	01/16/2019	10,200	(8)	(6)	
CEK	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.900%	02/20/2019	1,800	(4)	(4)	
CEK	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.950%	02/20/2019	2,300	(4)	(4)	
CEK	Put - CDX IG-31 Index	Sell	1.100%	03/20/2019	900	(2)	(1)	
GST	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.900%	12/19/2018	100	0	0	
GST	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.900%	01/16/2019	2,200	(2)	(2)	
MYI	Put - CDX IG-31 Index	Sell	0.900%	01/16/2019	2,400	(4)	(2)	
							\$ (52)	\$ (38)
売却オプション合計							\$ (85)	\$ (115)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
投資有価証券明細表(続き)
2018年11月30日現在
(未監査)

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品の概要

以下は、2018年11月30日現在の、相手方との店頭取引金融デリバティブ商品の市場価格および差入/（受領）された担保の概要である。

(k) 国際スワップデリバティブ協会 (ISDA) マスター契約で規律されるとおり、2018年11月30日現在、2,480米ドルの現金が、金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。

相手方	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債							
	為替予約	購入	スワップ	店頭取引	為替予約	売却	スワップ	店頭取引	店頭取引		エクスポージャー	
	契約	オプション	契約	合計					デリバティブの	担保差入/		エクスポージャー
	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$
AZD	0	0	0	0	(2)	0	0	(2)	(2)	0	0	(2)
BOA	197	0	0	197	(1,326)	(12)	0	(1,338)	(1,141)	1,180	39	
BPS	3	0	0	3	(583)	0	0	(583)	(580)	510	(70)	
BRC	205	0	0	205	(967)	(6)	0	(973)	(768)	780	12	
CEK	60	82	0	142	(15)	(53)	0	(68)	74	0	74	
GLM	0	0	0	0	(1)	(40)	0	(41)	(41)	10	(31)	
GST	0	0	0	0	0	(2)	0	(2)	(2)	0	(2)	
HLS	68	0	0	68	(60)	0	0	(60)	8	0	8	
MYI	0	0	0	0	0	(2)	0	(2)	(2)	0	(2)	
RBC	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	
RYL	1	0	0	1	(1)	0	0	(1)	0	0	0	
SCX	144	0	0	144	0	0	0	0	144	0	144	
SSB	144	0	0	144	(140)	0	0	(140)	4	0	4	
TOR	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2	
店頭取引合計	\$ 825	\$ 82	\$ 0	\$ 907	\$ (3,096)	\$ (115)	\$ 0	\$ (3,210)				

⁽¹⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの/への未収金/（未払金）を表す。店頭取引金融デリバティブ商品からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されたファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要である。

2018年11月30日現在の資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値:

	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品					
	商品契約	クレジット 契約	エクイティ 契約	為替予約 契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品- 資産						
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
購入オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
先物	0	0	0	0	83	83
スワップ契約	0	39	0	0	53	92
	\$ 0	\$ 39	\$ 0	\$ 0	\$ 136	\$ 175
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 825	\$ 0	\$ 825
購入オプション	0	0	0	0	82	82
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 825	\$ 82	\$ 907
	\$ 0	\$ 39	\$ 0	\$ 825	\$ 218	\$ 1,082
金融デリバティブ商品- 負債						
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (145)	\$ (145)
スワップ契約	0	(1)	0	0	(6)	(7)
	\$ 0	\$ (1)	\$ 0	\$ 0	\$ (151)	\$ (152)
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (3,095)	\$ 0	\$ (3,095)
売却オプション	0	(38)	0	0	(77)	(115)
	\$ 0	\$ (38)	\$ 0	\$ (3,095)	\$ (77)	\$ (3,210)
	\$ 0	\$ (39)	\$ 0	\$ (3,095)	\$ (228)	\$ (3,362)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

2018年11月30日終了期間の運用計算書上の金融デリバティブ商品の影響:

	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品					合計
	商品契約	クレジット 契約	エクイティ 契約	為替予約 契約	金利契約	
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益(損失)						
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
購入オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (16)	\$ (16)
売却オプション	0	0	0	0	18	18
先物	0	0	0	0	(262)	(262)
スワップ契約	0	(496)	0	0	(343)	(839)
	\$ 0	\$ (496)	\$ 0	\$ 0	\$ (603)	\$ (1,099)
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (12,413)	\$ 0	\$ (12,413)
購入オプション	0	0	0	0	(167)	(167)
売却オプション	0	59	0	0	294	353
	\$ 0	\$ 59	\$ 0	\$ (12,413)	\$ 127	\$ (12,227)
	\$ 0	\$ (437)	\$ 0	\$ (12,413)	\$ (476)	\$ (13,326)
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益(損失)の純変動額						
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
購入オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (24)	\$ (24)
売却オプション	0	0	0	0	19	19
先物	0	0	0	0	471	471
スワップ契約	0	330	0	0	550	880
	\$ 0	\$ 330	\$ 0	\$ 0	\$ 1,016	\$ 1,346
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (3,809)	\$ 0	\$ (3,809)
購入オプション	0	0	0	0	(35)	(35)
売却オプション	0	(19)	0	0	37	18
	\$ 0	\$ (19)	\$ 0	\$ (3,809)	\$ 2	\$ (3,826)
	\$ 0	\$ 311	\$ 0	\$ (3,809)	\$ 1,018	\$ (2,480)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ ショート・ターム ストラテジー
 投資有価証券明細表(続き)
 2018年11月30日現在
 (未監査)

公正価値測定

以下は、2018年11月30日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル1	レベル2	レベル3	2018年11月30日 現在公正価値
投資有価証券、時価				
社債および約束手形				
銀行業およびファイナンス	\$ 0	\$ 111,861	\$ 0	\$ 111,861
産業	0	138,058	0	138,058
公益事業	0	21,881	0	21,881
地方債	0	1,057	0	1,057
米国政府機関債	0	23,386	0	23,386
米国財務省証券	0	109,553	0	109,553
モーゲージ・バック証券	0	32,942	200	33,142
アセット・バック証券	0	56,330	499	56,829
ソブリン債	0	9,135	0	9,135
短期金融商品	0	11,641	0	11,641
投資有価証券合計	\$ 0	\$ 515,844	\$ 699	\$ 516,543
金融デリバティブ商品- 資産				
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	83	92	0	175
店頭取引金融デリバティブ商品	0	907	0	907
	\$ 83	\$ 999	\$ 0	\$ 1,082
金融デリバティブ商品- 負債				
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(145)	(7)	0	(152)
店頭取引金融デリバティブ商品	0	(3,210)	0	(3,210)
	\$ (145)	\$ (3,217)	\$ 0	\$ (3,362)
合計	\$ (62)	\$ 513,626	\$ 699	\$ 514,263

2018年11月30日終了期間中、レベル1、レベル2およびレベル3間の重要な移動はなかった。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2018年12月末日現在)

資本金の額	526,545,143米ドル(約584億4,651万円)
発行済持分総口数	クラスA発行済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は45,704.94口である。
授權済持分総口数	クラスA授權済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は250,000口であり、合計で1,250,000口を発行することが授權されている。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドのスポンサーであり、ピムコ・バーミューダ・トラスト(「トラスト」)の構成に責任を負う。1971年に設立された管理会社は、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。信託証書に従い、管理会社はファンドの投資顧問会社を務め、ファンドの日々の投資運用に最終的な責任を負う。管理会社は、ファンドに適用される投資目的および投資指針に従い、トラスト資産の選別、配分および再配分について助言を行う権限を有してファンドのポートフォリオを管理する。一定の制限を条件に、管理会社は管理業務を別の者に委託することが認められており、業務の一部を委託している。

管理会社の権利および業務は、バーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則、信託証書およびメイプルズ・トラスティ・サービシズ(バミューダ)リミテッド(「受託会社」)と管理会社間の投資運用契約に規定されている。管理会社は、管理会社に関連するバーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則の規定(バーミューダ金融庁(「BMA」)によりトラストに課せられた付加的な要項および条件を含む。)に拘束され、同規定に定められた事項を実行し、それについて責任を負うことを了承している。かかる規定に基づき、管理会社は、信託証書、バーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則および英文目論見書に従ってファンドの投資目的と合致する投資判断を行う業務を負っている。特に、管理会社は、英文目論見書に記載された投資制限および借入制限に反してファンドの資産が利用または投資されることを避けるために、合理的な手順を踏み、すべての適切な注意を払う義務を有する。また、管理会社は、バーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則の遵守のために必要な会計帳簿およびその他の記録を保持することが求められている。信託証書および投資運用契約に基づき、管理会社は、いずれかの当事者または60日前の書面による通知により、退任することができるが、(a)管理会社が清算手続に入った場合、(b)管理会社の財産につき管財人が選任された場合、(c)受託会社が、受益者の利益のために管理会社の変更が望ましいとの意見を有し、その旨を受益者に対して書面により言明した場合、または(d)管理会社を解任する旨の受益者集会の決議が可決され、もしくは法が許容する限り直ちに管理会社を解任させるべきとの判断が決議においてなされた場合、または(e)現存する受益証券の4分の3以上を有する受益者が、管理会社を解任すべきであると書面により受託会社に求めた場合には直ちに、受託会社によって解任されることがある。管理会社がトラストの管理会社でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理会社として適格である他の者を任命することを要する。また、管理会社は、別の管理会社のために辞任する権利を有する。ただし、BMAの書面による事前承認がない場合、管理会社を解任しもしくは交代させ、または管理会社を辞任することはできず、BMAにより承認された他の管理会社のためにのみ辞任することができる。

信託証書は、受託会社が、トラストのために、かつトラストの資産のみをもって、

()トラストの運用もしくは受益証券の販売、または()信託証書に従い管理会社が提供する役務に関し、それらから発生してまたはそれらに基づき、管理会社が実際に被る損失、負債、損害賠償、費用もしくは出費(弁護士費用および会計士費用を含むがこれらに限定されない。)、判決および(受

託会社がトラストのために和解を承諾している場合の)和解金のすべてについて、管理会社およびその関連会社、代理店、業務受託会社ならびにそれらのオフィサー、取締役、株主および経営支配者を補償し、損害が及ばないようにすることを規定する。ただし、当該損失が、管理会社の故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失、詐欺、もしくは義務の重大な違反や不注意による無視の結果ではないことが条件となる。信託証書はさらに、故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失もしくは信託証書の義務の重大な違反や不注意による無視である場合を除き、管理会社がトラストもしくは受託会社に対しいかなる責任を負わないことを規定する。

さらに、信託証書は、信託証書に基づき履行されるトラストの投資顧問としての管理会社の一定の行為に関して、管理会社もしくは受託会社のいずれも、自らの契約違反、信託証書の違反、詐欺、怠慢、故意の不履行、故意の不法行為を除き、当該行為に対し個人的債務を負わないと規定している。信託証書はさらに、上記を条件に管理会社および/または受託会社は、当該関係者が実際の債務金額を支払うために必要な場合、ファンドの資産から補償される。

2018年12月末日現在、管理会社は以下の334本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は、638,191,374,938米ドルである。

設立国	基本的性格	本数	純資産価額
米国籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	118	380,585,271,510 米ドル
	クローズド・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	20	17,608,903,039 米ドル
	上場投資信託、フィックス ト・インカム・ファンド	12	17,908,393,679 米ドル
アイルランド籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	68	153,869,906,337 米ドル
	上場投資信託、フィックス ト・インカム・ファンド	9	7,540,504,986 米ドル
ケイマン籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	39	10,906,184,202 米ドル
バーミューダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	34	19,816,998,987 米ドル
カナダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	14	17,169,194,593 米ドル
	クローズド・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	1	287,432,539 米ドル
ルクセンブルグ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	5	2,123,486,261 米ドル
オーストラリア籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	14	10,375,098,805 米ドル

(3) その他

トラストは、いかなる重大な訴訟または仲裁手続の対象にはなっておらず、受託会社はトラストによるもしくはトラストに対する係争中もしくは発生するおそれのある重大な訴訟または請求が存在するとは認識していない。

2018年12月末に終了する当期において、管理会社(「PIMCO」)は、投資運用サービスを提供するPIMCOの能力に重大な不利益をもたらすと合理的に予想されるような訴訟の対象とはなっていない。

PIMCOは、下記に述べる件が投資運用サービスを提供するPIMCOの能力に重大な不利益をもたらすことになるとは予想していないものの、以下を付記する。

2018年4月4日、PIMCOの従業員1名により米国オレンジ郡上級裁判所にPIMCOに対する訴訟が提起された。本訴訟において、当該従業員は、特に性別による不平等な賃金支払いを受けたこと、また、年齢による差別の対象とされたことなどを主張している。2018年11月、当事者は本件について和解に至り、2018年11月15日に本件は取り下げられた。

PIMCOおよびピムコ・インベストメンツ・エルエルシー(「PL」)は、米国領ヴァージン諸島において行われた申立ての当事者とされた。PIMCOおよびPLのほか、本申立てでは、ブラックロックの特定の関連会社も被告とされた(総称して「本被告」という。)。本申立ては、アルティソース・アセット・マネジメント社と取引関係のあるモーゲージ・サービス会社であるオクウェン社の事業運営に損害を与える意図を持って、本被告が組織的に関与したことなどが主張された。原告は、オクウェン社とアルティソース・アセット・マネジメント社の両社の株式を所有している。2018年8月8日、原告は修正訴状を提出した。この修正訴状の主張の内容は、当初の申し立てと実質的に同じである。PIMCOは、これらの主張には実体がないと考え、本件について強く防御する意向である。

上記は、2018年12月末日現在における記述である。今後上記に関して追加の訴訟など進展がある可能性があるが、進展が重大である場合にのみ更新される。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

第一部 証券情報

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

ファンドの米ドルクラス(以下「米ドルクラス」という。)および円クラス(ヘッジあり)(以下「円クラス(ヘッジあり)」という。)の受益証券(以下、個別にまたは総称して「クラス受益証券」または「受益証券」という。)は、追加型の記名式無額面受益証券である。

受益証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

<訂正後>

ファンドの米ドルクラス(以下「米ドルクラス」という。)および円クラス(ヘッジあり)(以下「円クラス(ヘッジあり)」という。)の受益証券(以下、個別にまたは総称して「クラス受益証券」または「受益証券」という。)は、追加型の記名式無額面受益証券である。

受益証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注)ファンドは、米ドルクラス、円クラス(ヘッジあり)および豪ドルクラス(ヘッジあり)の各クラスの受益証券を発行するが、本書により米ドルクラス、円クラス(ヘッジあり)の受益証券が募集される。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

1971年3月8日	管理会社設立
2001年8月8日	信託証書締結
2002年9月26日	第1次改訂済再録信託証書の締結
2003年4月29日	第2次改訂済再録信託証書の締結
2010年6月23日	第3次改訂済再録信託証書の締結
2016年8月23日	日本におけるファンドの募集開始
2016年9月6日	ファンドの運用開始
2017年7月14日	受託会社の退任および任命証書の締結(2017年9月29日午後5時(米国東部標準時)効力発生)
2018年2月15日	第4次改訂済再録信託証書の締結

<訂正後>

1971年3月8日	管理会社設立
2001年8月8日	信託証書締結
2002年9月26日	第1次改訂済再録信託証書の締結
2003年4月29日	第2次改訂済再録信託証書の締結
2010年6月23日	第3次改訂済再録信託証書の締結
2016年8月23日	日本におけるファンドの募集開始
2016年9月6日	ファンドの運用開始
2017年7月14日	受託会社の退任および任命証書の締結(2017年9月29日午後5時(米国東部標準時)効力発生)

2018年2月15日 第4次改訂済再録信託証券の締結

2019年1月24日 第2次補遺信託証券の締結

2 投資方針

(2) 投資対象

<訂正前>

(前略)

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券(以下「CMO」という。)、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、不動産担保証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券(以下「SMBS」という。)、不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれる。

モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券は、特に実勢金利の変化に対し敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、ファンドを元本の再投資時における金利の低下にさらすこととなりうる。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般に下落し、また金利の下落時には、期限前償還の特質を有するモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度までは上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格とボラティリティに影響し、取得時の予想を超えて当該証券の実効満期を短縮したり、延期したりすることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率がモーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用性に関する市場の見方に応じて変動することがある。その他、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および/または保険によって担保されているが、民間保証人または保険会社はその債務を充足するとの保証はない。

SMBSには、モーゲージ資産から利息のすべてを受領するクラス(利息限定または「I0」クラス)があり、また、すべての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)もある。I0クラスの満期までの利回りは、対象モーゲージ資産に対する元本支払率(期限前償還を含む。)に極めて影響されやすく、また元本支払率の急上昇は、かかる証券から得られるファンドの満期までの利回りに大きな悪影響を及ぼしうる。ファンドは、その総資産の5%を超えて、モーゲージ関連証券もしくはその他のアセット・バックI0、P0、デリバティブまたは逆変動利付債を組み合わせることはできない。ファンドは、既に投資者に販売されているその他のアセット・バック証券に投資することができる。

米国の住宅ローン市場は、ここ最近、モーゲージ関連投資のパフォーマンスや市場価格に悪影響を及ぼすような困難な状況にある。住宅ローン(特に、サブプライムおよび第二順位担保権付の住宅ローン)の延滞や損失が全般的に増加しており、今後も増加を続けると思われる。また、(ここ最近の傾向で、今後も多くの住宅市場で継続すると思われる)住宅価格の下落や横這いの状況が、延滞や損失を悪化させる可能性がある。調整金利住宅ローンの借り手は月次のローン支払額に影響する金利の変動に敏感であり、比較的低金利のモーゲージへの借換えを確保できない可能性がある。さらに、住宅ローンのオリジネーターも深刻な資金繰りの逼迫や破綻に陥っている。主に上記の要因により、投資家のモーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券への需要が減退し、また、高利回りへの要求が高まっていることで、一定のモーゲージ関連証券の流通市場における流動性が制限されており、モーゲージ関連証券の市場価格に悪影響を及ぼすことも考えられる。この流通市場における流動性の欠如は、継続もしくは悪化する可能性がある。

アセット・バック証券(以下「ABS」という。)は、ローンやその他の債権を裏付けにした債券である。ABSは、自動車ローン、クレジットカード債権、ホームエクイティ・ローンおよび学生ローンなどを含む多くの種類の資産から設定される。ABSは、裏付資産の発行体から倒産隔離される特別目的会社を通

じて発行される。ABS取引の信用力は、原資産のパフォーマンスに左右される。借主が返済を滞納するかまたは債務不履行となる可能性からABSの投資家を保護するために、ABSには様々な信用補完が付与される。

特にホームエクイティ・ローンなどのABSは、金利リスクや期限前返済のリスクに晒される。金利の変動は、原資産のローンの返済ペースに影響することがあり、その証券のトータル・リターンに影響する。ABSには、信用リスクまたは債務不履行のリスクもある。原資産のローンの多くの借主が債務不履行となる場合、損失が信用補完レベルを超過し、ABSの投資家に損失をもたらす可能性がある。ABSは、その独自の特性により構造的なリスクを抱えており、それは期限前償還もしくは早期返済のリスクとして知られている。早期返済の誘因は多くのABSの仕組みに組み込まれており、投資家を損失から保護することが企図されている。それらの誘因は、各取引毎に異なり、原資産のローンの債務不履行の大幅な増加、信用補完レベルの急落、またはオリジネーターの破産までもが含まれる。期限前償還が発生すると、ローンの返済金すべてが(費用の支払後に)、予め決められた支払順位により可能な限り早急に投資家に対する支払いに利用される。

ファンドは、債権担保証券(以下「CBO」という。)、ローン担保証券(以下「CLO」という。)およびその他の類似の構成の証券を含む、債務担保証券(以下「CDO」という。)に投資することができる。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクの投機的格付の確定利付証券のプールを担保とする信託である。CLOは、主として投機的格付となり得るローンまたは同等の格付なしローンを含む、とりわけ国内外の(担保付き)シニア・ローン、(無担保)シニア・ローンおよび劣後社債等のローンのプールを担保とする信託である。

(中略)

イベント・リンク・エクスポージャー

ファンドは、「イベント・リンク債券」、「イベント・リンク・スワップ」に投資することによってイベント・リンク・エクスポージャーを獲得し、また「イベント・リンク戦略」を実行することができる。イベント・リンク・エクスポージャーは、往々にして偶発的であるか、確定されたトリガー・イベントに関係するとされる損益をもたらす。トリガー・イベントの例には、台風、地震、気象関連の現象またはこれら事象に関係する統計が含まれる。一部のイベント・リンク債券は、一般に、「災害債券」と呼ばれている。トリガー・イベントが発生すると、ファンドは、当該債券の投資元本全額またはスワップの額面額全額またはその一部を喪失することがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、トリガー・イベントが発生または発生する可能性がある場合には、損失請求を処理し、監査するために満期の延長を規定することがある。満期の延長は、ボラティリティを増大させることになる。イベント・リンク・エクスポージャーは、信用リスク、取引相手方リスク、不利な監督当局または管轄当局の解釈、不利な租税上の影響を含む一定の予想外のリスクにもファンドをさらすことがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、流動性リスクを被ることもある。

(中略)

新興市場証券

(中略)

ファンドは、発展途上(または新興市場)経済地域内の各国に所在する発行体の証券に、その総資産の10%を上限として投資することができる。上記「(1)投資方針」に別異の記載がない限り、新興市場の発行体への投資は、地域的な分散を義務付けられておらず、投資顧問会社の裁量で限られた数の新興市場に投資を集中させることができる。

(中略)

通貨および為替取引

(中略)

レボ契約

ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、ファンドは、銀行またはブローカー/ディーラーから証券を買い付け、ファンドの費用負担で指定期間内に当該証券を利息付で買い戻させることを約束する。買戻しを約束する当事者が債務不履行になった場合、ファンドは、その保有する証券の売却に努める。これには、当該証券の価格が買戻価額以下に値下がりした場合、当該証券の損失に加えて、取引処理コストまたは遅滞を伴うことがある。7日以上の満期のレポ取引は、非流動性証券とみなされる。

ファンドが当事者であるすべてのレポ取引において、レポ契約の担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務を含むことがある。ただし、担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務以外の証券(ファンドが買戻義務を負うことなく投資戦略に基づき直接保有することができない証券を含む。)を含むことがある。

(中略)

逆レポ取引、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

ファンドは、ファンドのレバレッジの限度に従い、逆レポ取引やダラー・ロールを実施することがある。逆レポ取引またはダラー・ロールは、指定時期に指定価格で当該証券を買い戻すためにファンドによる証券とその契約の売却を伴うもので、何らかの目的の借入れの形式とみなされる。逆レポ取引では、ファンドは取引期間中対象証券に対する元利金の支払を継続して受取る。ただし、逆レポ取引は、ファンドによって保有される証券の市場価格がファンドによる買戻し義務のあるファンドによって売却された証券の買戻価格以下に下落することがあるというリスクを伴う。逆レポ取引、ダラー・ロールその他の形式の借入れは、ファンドにレバレッジ・リスクをもたらすことがある。

ファンドは、借入れ時に(取得価格または借入れ額を含まない資産の時価のうち低い方の)価格の10%を超えて、銀行借入れを行うことはできない。ただし、合併、統合等の特別または緊急の場合には、本制限は、3か月を上限として一時的に10%を超えることができる。本段落中、借入れとは、銀行借入れであるとみなされ、したがって、逆レポ契約およびダラー・ロール(これらに限定されない。)を含む取引は、上記の10%制限の対象とはならない。

(中略)

デリバティブ

(中略)

市場およびその他のリスク：他の大抵の投資対象と同様に、デリバティブ商品は、当該商品の市場価格がファンドの利益を損なう方向に変動するリスクがある。ポートフォリオ・マネージャーが証券価格、通貨、金利またはファンドのためのデリバティブの利用の際のその他経済要素の予測が不正確であった場合、ファンドは、当該取引を全く実施しなかった場合の方が良い状況になった可能性がある。デリバティブ商品に関わる一部の戦略は、損失リスクを軽減できる一方、利益獲得の機会を削減したり、他のファンドの投資対象の有利な価格動向を相殺することによる損失をもたらしたりすることもある。ファンドは、特定のデリバティブ取引に関連して法律上相殺ポジションまたは資産補填を維持することを要求されるため、ファンドは、不利な時期にまたは不利な価格で証券を売買しなければならないこともある。

デリバティブ商品の利用上のその他のリスクには、デリバティブ商品の不当価格設定または不当評価のリスク、デリバティブが原資産、レートおよび指数と完全に相関関係をもつことができないリスクがある。多くのデリバティブ商品、特に直接相対取引されるデリバティブ商品は複雑で、往々にして主観的に評価される。不当な評価が取引相手方に対する現金支払要件の拡大またはファンドに対する評価損をもたらすことがある。また、デリバティブ商品の価格が、その密接な追跡が図られている資産、基準レートまたは指数に完全にまたは全く相関関係をもたないことがある。

スワップ取引は、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、ファンドと取引相手方との間の個別の交渉による契約である。当該義務は1年間を超える場合がある。スワップ取引が集中清算の対象とならないことが多いので、スワップ取引は取引所で取

引される商品よりも流動性が低いことがある。ドッド・フランク・ウォール街改革法及び投資家保護法(以下「ドッド・フランク法」という。)および関連の規制改革は、米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)および米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)が「スワップ」と定義している一部の標準的なOTCデリバティブ商品を清算機関や取引所を通じて取引することを求めている。CFTCは、ドッド・フランク法に基づく取引所を通じた取引および清算の義務化を実施済みであり、引き続き清算集中型契約の承認を行っている。非清算スワップは証拠金要件の対象となり、これは段階的に実施される。投資顧問会社は、特に、規制の変更がスワップ契約を締結するファンドの能力に影響を及ぼす範囲を中心に、これらの進展状況の検証を続ける予定である。

(中略)

空売り

ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、または潜在する証券価格の下落を相殺するために空売りを行うことがある。空売りは、ファンドの純資産額の100%を超えないものとする。空売りは、売却を実施するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りは、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために(ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。)証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクにファンドをさらし、その結果、ファンドに損失をもたらす。ファンドが空売りを行う場合、ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または用途を指定して区別するか、または許容される方法でそのポジションを別途補填しなければならない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券(以下「CMO」という。)、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、不動産担保証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券(以下「SMBS」という。)、不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれる。

モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券は、特に実勢金利の変化に対し敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、ファンドを元本の再投資時における金利の低下にさらすこととなりうる。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般に下落し、また金利の下落時には、期限前償還の特質を有するモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度までは上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格とボラティリティに影響し、取得時の予想を超えて当該証券の実効満期を短縮したり、延期したりすることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率がモーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用性に関する市場の見方に応じて変動することがある。その他、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および/または保険によって担保されているが、民間保証人または保険会社はその債務を充足するとの保証はない。

SMBSには、モーゲージ資産から利息のすべてを受領するクラス(利息限定または「I0」クラス)があり、また、すべての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)もある。I0クラスの満期までの利回りは、対象モーゲージ資産に対する元本支払率(期限前償還を含む。)に極めて影響されやすく、また元本支払率の急上昇は、かかる証券から得られるファンドの満期までの利回りに大きな悪影響を及ぼしうる。ファンドは、その総資産の5%を超えて、モーゲージ関連証券もしくはその他のアセッ

ト・バックIO、P0、デリバティブまたは逆変動利付債を組み合わせることはできない。ファンドは、既に投資者に販売されているその他のアセット・バック証券に投資することができる。

米国の住宅ローン市場は、モーゲージ関連投資のパフォーマンスや市場価格に悪影響を及ぼすような困難な状況の場合がある。住宅ローン(特に、サブプライムおよび第二順位担保権付の住宅ローン)の延滞や損失が増加すると思われる。また、住宅価格の下落や横這いの状況が、延滞や損失を悪化させる可能性がある。調整金利住宅ローンの借り手は月次のローン支払額に影響する金利の変動に敏感であり、比較的低金利のモーゲージへの借換えを確保できない可能性がある。さらに、住宅ローンのオリジネーターも深刻な資金繰りの逼迫や破綻に陥ることがある。主に上記の要因により、投資家のモーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券への需要が減退し、また、高利回りへの要求が高まっていることで、一定のモーゲージ関連証券の流通市場における流動性が制限されることがあり、モーゲージ関連証券の市場価格に悪影響を及ぼすことも考えられる。さらに、様々な市場および政府の措置により、裏付となる抵当権の保有者に対して差押さえを行うか、もしくは当該保有者に対する他の救済手段を行使する能力が損なわれたり、または差押さえにより受領する金額が少なくなる可能性がある。これらの要因により一部のモーゲージ関連証券の評価額が下がり、流動性が低下することがある。また、景気がさらに悪化したとしても、米国政府がかつて行ったようなモーゲージ関連証券産業を支援するための追加的な措置を講ずるとの保証はない。さらに、最近の立法措置および今後の政府の措置によりモーゲージ関連証券市場が機能を果たす方法が大きく変わるかもしれない。これらの要因の各々により、ファンドがモーゲージ関連証券により損失を被るリスクが最終的に増大することがある。

アセット・バック証券(以下「ABS」という。)は、ローンやその他の債権を裏付けにした債券である。ABSは、自動車ローン、クレジットカード債権、ホームエクイティ・ローンおよび学生ローンなどを含む多くの種類の資産から設定される。ABSは、裏付資産の発行体から倒産隔離される特別目的会社を通じて発行される。ABS取引の信用力は、原資産のパフォーマンスに左右される。借主が返済を滞納するかまたは債務不履行となる可能性からABSの投資家を保護するために、ABSには様々な信用補完が付与される。

特にホームエクイティ・ローンなどのABSは、金利リスクや期限前返済のリスクに晒される。金利の変動は、原資産のローンの返済ペースに影響することがあり、その証券のトータル・リターンに影響する。ABSには、信用リスクまたは債務不履行のリスクもある。原資産のローンの多くの借主が債務不履行となる場合、損失が信用補完レベルを超過し、ABSの投資家に損失をもたらす可能性がある。ABSは、その独自の特性により構造的なリスクを抱えており、それは期限前償還もしくは早期返済のリスクとして知られている。早期返済の誘因は多くのABSの仕組みに組み込まれており、投資家を損失から保護することが企図されている。それらの誘因は、各取引毎に異なり、原資産のローンの債務不履行の大幅な増加、信用補完レベルの急落、またはオリジネーターの破産までもが含まれる。期限前償還が発生すると、ローンの返済金すべてが(費用の支払後に)、予め決められた支払順位により可能な限り早急に投資家に対する支払いに利用される。

ファンドは、債権担保証券(以下「CBO」という。)、ローン担保証券(以下「CLO」という。)およびその他の類似の構成の証券を含む、債務担保証券(以下「CDO」という。)に投資することができる。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクの投機的格付の確定利付証券のプールをしばしば担保とする信託である。担保は、ハイイールド債、住宅用に私募で発行されるモーゲージ関連証券、商業用に私募で発行されるモーゲージ関連証券、信託優先証券および新興市場債等の多くの異なる種類の確定利付証券から構成されることがある。CLOは、主として投機的格付となり得るローンまたは同等の格付なしローンを含む、とりわけ国内外の(担保付き)シニア・ローン、(無担保)シニア・ローンおよび劣後社債等のローンのプールを担保とする信託である。他のCDOは、様々な当事者の債務を表す他の種類の資産を担保とする信託である。CBO、CLOおよびその他のCDOは管理費用および管理事務費用を請求することができる。

CB0、CLOおよび他のCD0において、信託からのキャッシュフローは異なるリスクおよび利回りを有する
トランシェと称する2つまたはそれ以上の階層に分類される。リスクが最も高い部分が「エクイティ」
トランシェで、債券または信託のローンのデフォルトの大部分を負担し、最も深刻な状況を除いて、階
層がもっと高い他のトランシェをデフォルトから保護する役割を果たしている。これらはデフォルトか
ら部分的に保護されているため、裏付となる証券に比べて格付が高く利回りも低く、投資適格格付を付
与されることもある。CB0、CLOおよび他のCD0のトランシェは、エクイティ・トランシェから保護されて
いるものの、実際のデフォルト、担保のデフォルトおよびトランシェによる保護の消滅、市場で予想さ
れるデフォルトや、クラスとしてのCB0、CLOまたは他のCD0証券からの逃避を理由として大きな損失を被
ることがある。

CB0、CLOまたは他のCD0への投資のリスクは、担保証券の種類およびファンドが投資する商品の種類に
主に左右される。通常、CB0、CLO、他のCD0は私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行
われない。その結果、ファンドがCB0、CLOおよび他のCD0への投資を流動性の低い証券として特徴づける
ことがあるが、CB0、CLOおよびその他のCD0が規則144A取引としての適格性を得ることができる活発な
ディーラー市場が存在することがある。CB0、CLO、その他のCD0は、債券に伴う通常のリスク(例えば、
期限前返済リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、法的リスクおよび金利リス
ク等(これらは、金利の大幅な変動により、または金利の変動に反比例してストラクチャード・ファイ
ナンスに対する支払金利が変動する場合に一段と悪化する可能性がある。))に加えて、以下のリスク
を含むがこれらに限られない追加的なリスクを負担する。

(i) 担保証券からの分配が利息またはその他の支払いに不足する可能性。

() 担保の信用力の価値が低下するか、またはデフォルト水準となること。

() ファンドが他のクラスより返済順位が低いCB0、CLOまたはその他のCD0に投資することがあるリス
ク。

() 証券の複雑な構造が投資時に十分に理解されず、発行体との紛争または予想外の投資結果が生じ
ること。

(中略)

イベント・リンク・エクスポージャー

ファンドは、「イベント・リンク債券」、「イベント・リンク・スワップ」に投資することによって
イベント・リンク・エクスポージャーを獲得し、また「イベント・リンク戦略」を実行することができ
る。イベント・リンク・エクスポージャーは、往々にして偶発的であるか、確定されたトリガー・イベ
ントに関係するとされる損益をもたらす。トリガー・イベントの例には、台風、地震、気象関連の現象
またはこれら事象に関係する統計が含まれる。一部のイベント・リンク債券は、一般に、「災害債券」
と呼ばれている。トリガー・イベントが発生すると、ファンドは、当該債券の投資元本全額またはス
ワップの額面額全額またはその一部を喪失することがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、
トリガー・イベントが発生または発生する可能性がある場合には、損失請求を処理し、監査するため
に満期の延長を規定することがある。満期の延長は、ボラティリティを増大させることになる。イベ
ント・リンク・エクスポージャーは、発行体リスク、信用リスク、流動性リスク、取引相手方リスク、不
利な監督当局または管轄当局の解釈、不利な租税上の影響を含む一定の予想外のリスクにもファンドを
さらすことがある。

(中略)

新興市場証券

(中略)

ファンドは、発展途上(または新興市場)経済地域内の各国に所在する発行体の証券に、その総資産
の5%を上限として投資することができる。上記「(1)投資方針」に別異の記載がない限り、新興市
場の発行体への投資は、地域的な分散を義務付けられておらず、投資顧問会社の裁量で限られた数の新
興市場に投資を集中させることができる。

中華人民共和国への投資

新興市場国に投資するファンドは、中華人民共和国(以下、「中国」といい、本開示の目的上、香港、マカオ、台湾を除く。)に経済的にリンクされた証券または商品に投資することがある。かかる投資は、中国適格外国機関投資家(以下「QFII」という。)プログラムおよび/または人民元適格外国機関投資家(以下「RQFII」という。)プログラムを含むがこれらに限定されない、利用可能な市場アクセス制度を通じて行われる。商品が中国に経済的にリンクされているか否かを判断する際に、ピムコは、「新興市場証券」に記載されているように、商品が新興市場国に経済的にリンクされているか否かを判断する基準を使用する。新興市場への投資に関連するリスクを含む、上述の「新興市場証券」のリスクに加えて、中国への投資には追加リスクを伴う。これらの追加リスクは以下を含む(が、これらに限定されない)。(a)不安定な成長に起因する非効率性、(b)一貫して信頼できる経済統計が入手できないこと、(c)潜在的に高いインフレ率、(d)輸出および国際貿易への依存、(e)相対的に高水準にある資産価格のボラティリティ、(f)潜在的な流動性不足および限定的な外国投資家による利用可能性、(g)地域経済との競争の激化、(h)特に為替ヘッジ手段の相対的不足および現地通貨から米ドルへの変換能力に対する規制による、為替相場の変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、(i)多くの中国企業が比較的小規模であり、業務履歴がないこと、(j)証券市場、保管取り決めおよび商業の法的小規模および規制上の枠組みが発展途上にあること、(k)QFII/RQFIIプログラムおよび当該投資が行われるその他の市場アクセス・プログラムの規則および規制に関する不確実性および変更の可能性、(l)中国政府による経済改革の継続的な実施、および(m)中国規制当局が、市場混乱時に中国の発行体の取引を停止する(あるいは当該発行体に取引停止を許可する)ことがあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があること。

さらに、これらの証券市場では、より発達した国際市場と比較して、法令の明確性が欠如しており、執行活動の水準が低い。関連する規則の解釈と適用に一貫性が欠ける可能性があり、また規制当局が、市場参加者との事前協議または通知なしに、既存の法律、規則、規制または政策に即時の、または急速な変更を加えるか、新たな法律、規則、規制または政策を導入するリスクがあり、このためファンドの投資目的または投資戦略達成能力を著しく制限する可能性がある。さらに中国への外国投資に対する規制および投資資本の本国送金に対する制限がある。QFII/RQFIIプログラムの下では、特に、投資範囲、投資割当、資金の本国送金、外国人株式保有制限、アカウント構造を含む(がこれらに限定されない)側面について、規制上の制限がある。関連するQFII/RQFII規制は、最近、資金の本国送金に対する制限を緩和するために改訂されたが、極めて新しい展開であり、これが実際に実施されるか否か、およびその実施方法については不確定である。中国の規制要件の結果として、ファンドは中国にリンクされた証券もしくは商品への投資能力が制限され、および/または、中国にリンクされた証券もしくは商品の持ち高を清算しなければならないことがある。証券の価格が低水準にある場合等、一定の場合において、非任意清算はファンドに損失を招く可能性がある。さらに、中国の証券取引所は、通常、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有している。また、中国政府または関連する中国規制当局は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある方針を実施することがある。かかる停止、制限または方針は、ファンドの投資のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

近年、中国の政治環境は比較的安定しているが、今後もこのような安定が維持される保証はない。新興市場として、所得格差の拡大、農業不安および既存の政治構造の不安定性など、かかる安定性に影響を及ぼす多くの要因があり、中国に経済的にリンクしている証券および商品に投資するファンドに当該投資を限度とする悪影響を及ぼす可能性がある。政治的不確実性、軍事介入、地域紛争および政府の汚職は、市場および経済改革、民営化、貿易障壁の撤廃に向けた良好な傾向を逆転させ、証券市場に重大な混乱をもたらす可能性がある。

中国は共産党の支配下にある。中国への投資は、より強度な政府による経済への支配および関与に関連するリスクにさらされている。米国とは異なり、中国の通貨は市場によって決定されるのではなく、

対米ドルの人為的な価格で管理されている。この種のシステムは、為替の急激かつ大規模な調整に到る可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響を及ぼす可能性がある。中国はまた、本国通貨を米ドルを含む外国通貨に自由に転換することを制限することができる。本国送金に関する制限は、特に償還請求に関連して、中国にリンクされた証券および商品の流動性を相対的に低下させる効果を有することがある。さらに、中国政府は、資源配分および金融政策への直接的かつ重要な関与、外貨建て債務の支払に対する管理ならびに特定の業種および/または企業に対する優遇措置の提供を通じて、経済成長に対して重大な支配権を行使している。中国の経済改革プログラムは成長に貢献してきたが、このような改革が継続される保証はない。

中国は、過去において干ばつ、洪水、地震、津波などの自然災害に見舞われてきたが、将来、このような環境事象が発生した場合には、中国経済が影響を受ける可能性がある。このため、中国へのファンドの投資は、かかる事象のリスクにさらされている。さらに、中国と台湾との関係は特に微妙であり、中国および台湾間の敵対関係は、中国に投資するファンドにリスクをもたらす可能性がある。

税法の適用(例えば、配当または利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課)または没収税も、ファンドの中国投資に影響を及ぼす可能性がある。中国に経済的にリンクしている証券および商品への投資に対する課税を規定する規則が必ずしも明確ではないため、ピムコは、中国に経済的にひもづいている証券および商品の処分または保有によって生じる実現利益および未実現利益の両方を留保することにより、かかる証券および商品に投資するファンドに対するキャピタル・ゲイン税に備えることがある。この方法は、現在の市場慣行およびピムコの適用税制の解釈に基づいている。市場慣行または適用される税法の解釈の変更により、引当金の金額が、結果として実際の税負担に比べて大きすぎたり小さすぎたりする可能性がある。

ストック・コネクトを通じた投資

ファンドは、上海 - 香港ストック・コネクト・プログラムおよび深圳 - 香港ストック・コネクト・プログラム(総称して「ストック・コネクト」という。)を通じて上海証券取引所または深圳証券取引所に上場され、取引される適格証券(以下「ストック・コネクト証券」という。)に投資することができる。ストック・コネクトは、(ファンドなどの)非中国人投資家が香港のブローカーを通じて一定の中国上場株式を購入することを認めている。ストック・コネクトは、非中国人投資家がライセンスなしで中国株を取引することを可能にする初のプログラムであるが、ストック・コネクトを通じた証券の購入は、市場全体の割り当て制限の対象であり、この制限は、ストック・コネクト証券の購入が他の点では有利な場合に、ファンドがストック・コネクト証券を購入することを妨げる可能性がある。投資家は、同一取引日に同一証券を売買することができなく、したがって、ストック・コネクトを通じたファンドの中国A株への投資能力および、同一取引日に取引締結または手仕舞いが有利な場合に、取引締結または手仕舞いを行う能力が制限されることがある。ストック・コネクト・トレードは香港のブローカーおよび香港証券取引所を経由して行われるため、ストック・コネクトは中国または香港のいずれかにおける取引休日の影響を受け、ストック・コネクト投資家が取引できない中国の取引日があることになる。その結果、ファンドがポジションを追加または手仕舞うことができない場合に、ストック・コネクトの価格が変動する可能性がある。一定の中国A株のみ、ストック・コネクトを通じてアクセスすることができる。当該証券は、いつでもその資格を失うことがあり、この場合、ストック・コネクトを通じて当該証券を売却することはできるが、購入することはできなくなる。ストック・コネクトは比較的新しいため、中国A株を取引する際の市場への影響は不確定である。さらに、ストック・コネクトを操作するために必要なトレーディング、決済および情報技術(IT)システムは比較的新しいものであり、進化を続けている。関連するシステムが正常に機能しない場合は、ストック・コネクトによる取引が中断する可能性がある。

ストック・コネクトは香港と中国の両方の規則に従っている。両法域の規制当局は、ストック・コネクト取引を停止することが認められている。また、中国の規制当局は市場の混乱時に中国の発行体の取

引を停止することができる(あるいは、中国の発行体が取引を停止することを許可することができる)が、そのような停止は広範囲に及ぶ可能性がある。さらなる規制によりストック・コネクト、運用上の取り決めもしくはその他の制限の下における証券の利用可能性に影響を与えないという保証はない。ストック・コネクト取引は、香港証券取引所、上海証券取引所、深圳証券取引所のいずれの投資家保護プログラムの対象でもないが、香港ブローカーの債務不履行は、制定された香港法に従うものとされる。中国では、ストック・コネクト証券は、香港中央結算有限公司(以下「HKSCC」という。)が名義人として最終投資家(ファンドなど)のために保有している。中国の規制当局は、最終的な投資家がストック・コネクト証券の受益権を保有していることを認めているが、実質的所有者が自らの権利を行使するために利用することができるメカニズムは実証されていない。さらに、中国の裁判所における、受益権の概念の適用経験は限られており、受益権を取り巻く法律は今後も進化し続けるであろう。ファンドは、時間的制約またはその他の運用上の理由により、ストック・コネクト証券に影響する企業行動に参加できないことがある。同様に、ファンドはHKSCCを経由する場合を除き、株主総会において議決権を行使することができず、株主総会に出席することができない。ストック・コネクトの取引は中国通貨である人民元(以下「RMB」という。)で決済されるため、投資家は香港の人民元の信頼できる供給源にタイムリーにアクセスしなければならないが、これを保証することはできない。

ストック・コネクト・トレードは、一定の取引前要件に従うか、売手側の株主が販売を完了するために十分なストック・コネクト証券を保有していることを確認することにより、ブローカーがこれらの取引前要件に従うことを認める特別分別アカウントで行われなければならない。ファンドが特別分別アカウントを利用しない場合において、ファンドが取引前チェックに従うことができない場合、ファンドはいかなる取引日においても株式を売却することができない。さらに、これらの取引前要件は、実際的な問題として、ファンドが取引を執行するために使用するブローカーの数を制限することがある。ファンドは、取引前チェックの代わりに特別分別アカウントを使用することができるが、多くの市場参加者は、当該アカウントにおける証券に関する取引を適時に完了するために必要なITシステムを未だに十分に実施していない。特別分別アカウントに関する市場慣行は進化を続けている。

CIBMダイレクトを通じた投資

関連する中国の規則または当局が許容する範囲で、ファンドは、2016年に中国人民銀行(以下、上海本店を含み「PBOC」という。)が発表した関連規則(中国人民銀行公告(No.3[2016])およびその施行規則(以下「CIBM直接規則」という。)を含む。)に従い、中国銀行間債券市場(以下「CIBM」という。)で取引される許容された商品(キャッシュ・ボンドを含む。)に直接投資することができる。国内取引および決済代理人は、ファンドの投資顧問会社であるピムコにより雇われるものとし、関連するファンドのために申請を行い、ファンドのためのトレーディングおよび決済代理業務を行う。PBOCは、CIBM直接規則に基づき、国内決済代理人およびファンドの取引を継続的に監督し、CIBM直接規則に違反した場合、ファンドおよび/またはピムコに対する取引停止および強制的な手仕舞いなどの関連する行政的措置を講じることができる。CIBM直接規則は非常に新しいもので、未だ市場で実証されていない。現段階では、CIBM直接規則は、依然としてさらなる明確化および/または変更が行われることがあり、CIBMへのファンドの投資能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

ボンド・コネクトによる投資

「新興市場証券」および「中華人民共和国への投資」に記載されているリスクに加えて、ボンド・コネクト・プログラムを通じてCIBMで取引されている中国国債およびその他の中国に本拠を置く債券へのファンドの投資に関連するリスクがある。ボンド・コネクト・プログラムとは、中国と海外の投資家が、それぞれの関連する金融インフラ機関間の接続を通じて、互いの債券市場において様々な種類の債券取引を可能にする香港および中国間の取決めを指す。ボンド・コネクトを通じた取引は、ファンドの投資およびリターンに影響を及ぼす可能性のある多くの制約を受ける。ボンド・コネクトを通じて行わ

れる投資は、中国では比較の実証されていない注文、決済手続きに従うものであり、ファンドにリスクをもたらす可能性がある。さらに、ボンド・コネクトを通じて購入された証券は、中国に拠点を置くカストディアン(中央国債登記結算有限責任公司(以下「CCDC」という。))または上海清算所(以下「SCH」という。))のいずれかに維持される香港金融管理局(金管局) - 債務工具中央結算系統の名義で振替決算共同アカウントを通じて、最終投資家(例えば、ファンドなど)に代わって保有されることになる。ボンド・コネクト証券におけるファンドの所有権は、CCDCまたはSCHの帳簿に直接表示されず、代わりに香港サブ・カストディアンの帳簿にのみ表示される。また、この記録維持システムは、ファンドが債券保有者として権利を行使する能力に限られるリスク、ならびに香港のサブ・カストディアンの決済遅延および取引相手方の不履行のリスクを含む、様々なリスクにファンドをさらしている。最終的な投資家がボンド・コネクト証券の受益権を保有するが、実質的所有者がその権利を行使するために用いるメカニズムは検証されておらず、中国の裁判所における受益権の概念の適用経験は限られている。このため、ファンドは、時間的制約またはその他の運営上の理由により、適時の分配金の支払いなど、債券保有者としての権利に影響を及ぼす企業活動に参加することができないことがある。ボンド・コネクト・トレードは人民元で決済されるため、投資家は香港で人民元の信頼できる供給源にタイムリーにアクセスしなければならないが、これを保証することはできない。さらに、ボンド・コネクトを通じて購入された証券は、適用される規則に従い、ボンド・コネクトを経由しない限り、通常、売却、購入またはその他の方法で譲渡することはできない。

ボンド・コネクトの主な特徴は、中国の確定利付証券の投資者に適用される国内市場の法令の適用である。したがって、ファンドのボンド・コネクトを通じた証券への投資は、他の制約の中でも、一般的に中国の証券規則および上場規則の制約を受ける。当該証券は、いつでもその資格を喪失することがあり、その場合、当該証券を売却することはできるが、ボンド・コネクトを通じて購入することはできなくなる。ファンドが、ボンド・コネクトを通じて投資を行う場合、取引の不履行から保護するために設定された香港の投資家補償基金へのアクセスを通じて恩恵を受けない。ボンド・コネクトは、中国および香港の両方の市場が開いている日のみ利用可能である。その結果、ボンド・コネクトを通じて購入された証券の価格は、ファンドがポジションを追加または手仕舞うことができない場合に変動する可能性があり、したがって、その他の点で魅力的であると思われる場合において、ファンドの取引能力を制限することがある。最後に、ボンド・コネクトを通じた投資による収益および利得への課税を定める中国の税法における不確実性は、ファンドに予想外の税金債務を引き起こす可能性がある。現在、海外投資家に支払う配当およびキャピタル・ゲインの源泉徴収税の取扱いは確定していない。

ボンド・コネクト・プログラムは比較的新しいプログラムであり、さらなる解釈および指針の対象となる可能性がある。さらに、ボンド・コネクトにおける非中国人投資家に要求される取引、決済、ITシステムは比較的新しいものであり、進化を続けている。システムが適切に機能しない場合は、ボンド・コネクトによるトレーディングが中断する可能性がある。今後の規制が、プログラムにおける証券の利用可能性、償還の頻度、その他の制限に影響を及ぼさないという保証はない。さらに、香港および中国の法令、ならびにボンド・コネクト・プログラムに関して関連規制当局および取引所が公表または適用する規則、方針または指針の適用および解釈は不確実であり、ファンドの投資および収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

通貨および為替取引

(中略)

レポ契約

ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、ファンドは、銀行またはブローカー/ディーラーから証券を買い付け、証券買い付けのファンドの費用負担で指定期間内に当該証券を利息付で買い戻させることを約束する。買戻しを約束する当事者が債務不履行になった場合、ファンドは、その保有する証券の売却に努める。これには、当該証券の価格が買戻価額以下に値下がりした場

合、当該証券の損失に加えて、取引処理コストまたは遅滞を伴うことがある。7日以上の満期のレポ取引は、非流動性証券とみなされる。

ファンドが当事者であるすべてのレポ取引において、レポ契約の担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務を含むことがある。ただし、担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務以外の証券(ファンドが買戻義務を負うことなく投資戦略に基づき直接保有することができない証券を含む。)を含むことがある。

(中略)

逆レポ取引、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

ファンドは、ファンドのレバレッジの限度に従い、逆レポ取引やダラー・ロールを実施することがある。逆レポ取引またはダラー・ロールは、指定時期に指定価格で当該証券を買い戻すためにファンドによる証券とその契約の売却を伴うもので、何らかの目的の借入れの形式とみなされる。逆レポ取引では、ファンドは取引期間中対象証券に対する元利金の支払を継続して受取る。ただし、逆レポ取引は、ファンドによって保有される証券の市場価格がファンドによる買戻し義務のあるファンドによって売却された証券の買戻価格以下に下落することがあるというリスクを伴う。逆レポ取引、ダラー・ロールその他の形式の借入れは、ファンドにレバレッジ・リスクをもたらすことがある。これらによりファンドの全体の投資エクスポージャーが大きくなり、関連する取引コストによりファンドのパフォーマンスが低下することがある。

ファンドは、借入れ時に(取得価格または借入れ額を含まない資産の時価のうち低い方の)価格の10%を超えて、銀行借入れを行うことはできない。ただし、合併、統合等の特別または緊急の場合には、本制限は、3か月を上限として一時的に10%を超えることができる。本段落中、借入れとは、銀行借入れであるとみなされ、したがって、逆レポ契約およびダラー・ロール(これらに限定されない。)を含む取引は、上記の10%制限の対象とはならない。

(中略)

デリバティブ

(中略)

市場およびその他のリスク：他の大抵の投資対象と同様に、デリバティブ商品は、当該商品の市場価格がファンドの利益を損なう方向に変動するリスクがある。ポートフォリオ・マネージャーが証券価格、通貨、金利またはファンドのためのデリバティブの利用の際のその他経済要素の予測が不正確であった場合、ファンドは、当該取引を全く実施しなかった場合の方が良い状況になった可能性がある。デリバティブ商品に関わる一部の戦略は、損失リスクを軽減できる一方、利益獲得の機会を削減したり、他のファンドの投資対象の有利な価格動向を相殺することによる損失をもたらしたりすることもある。ファンドは、特定のデリバティブ取引に関連して法律上相殺ポジションまたは資産補填を維持することを要求されるため、ファンドは、不利な時期にまたは不利な価格で証券を売買しなければならないこともある。デリバティブ市場への規制はここ数年で強化されており、この先さらにデリバティブ市場への規制が強化されれば、デリバティブのコストが増加し、デリバティブの利用可能性が制限され、また、流動性が低下するか、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶかもしれない。このようなこの先の不利な展開により、ファンドのデリバティブ取引の有効性が損われたり、コストが上昇したり、またはファンドのデリバティブ戦略の実施が妨げられるか、もしくはファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

デリバティブ商品の利用上のその他のリスクには、デリバティブ商品の不当価格設定または不当評価のリスク、デリバティブが原資産、レートおよび指数と完全に相関関係をもつことができないリスクがある。多くのデリバティブ商品、特に直接相対取引されるデリバティブ商品は複雑で、往々にして主観的に評価される。不当な評価が取引相手方に対する現金支払要件の拡大またはファンドに対する評価損をもたらすことがある。また、デリバティブ商品の価格が、その密接な追跡が図られている資産、基準レートまたは指数に完全にまたは全く相関関係をもたないことがある。さらに、ファンドがデリバティ

プを利用することにより、ファンドは当該商品を利用しなかった場合に比べて、大きい額の短期キャピタルゲイン(投資家は米国課税に従い通常の所得税率により一般的に課税される。)を実現させられることがある。ファンドがデリバティブを利用した結果、ファンドの損失、ファンドのリターンの低下および/またはボラティリティの上昇を招くことがある。

スワップ取引は、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、ファンドと取引相手方との間の個別の交渉による契約である。当該義務は1年間を超える場合がある。スワップ取引が集中清算の対象とならないことが多いので、スワップ取引は取引所で取引される商品よりも流動性が低いことがある。ドッド・フランク・ウォール街改革法及び投資家保護法(以下「ドッド・フランク法」という。)および関連の規制改革は、米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)および米証券取引委員会(以下「SEC」という。)が「スワップ」と定義している一部の標準的なOTCデリバティブ商品を清算機関や取引所を通じて取引することを求めている。CFTCは、ドッド・フランク法に基づく取引所を通じた取引および清算の義務化を実施済みであり、引き続き清算集中型契約の承認を行っている。非清算スワップは証拠金要件の対象となり、これは段階的に実施される。投資顧問会社は、特に、規制の変更がスワップ契約を締結するファンドの能力に影響を及ぼす範囲を中心に、これらの進展状況の検証を続ける予定である。

(中略)

空売り

ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、潜在する証券価格の下落を相殺するため、ファンドの柔軟性を強めるため、投資リターンのため、または、リスク裁定戦略の一環として、証券の空売りを行うことがある。空売りは、ファンドの純資産額の100%を超えないものとする。空売りは、売却を実施するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りは、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために(ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。)証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクにファンドをさらし、その結果、ファンドに損失をもたらす。ファンドが空売りを行う場合、ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または用途を指定して区別するか、または許容される方法でそのポジションを別途補填しなければならない。

(後略)

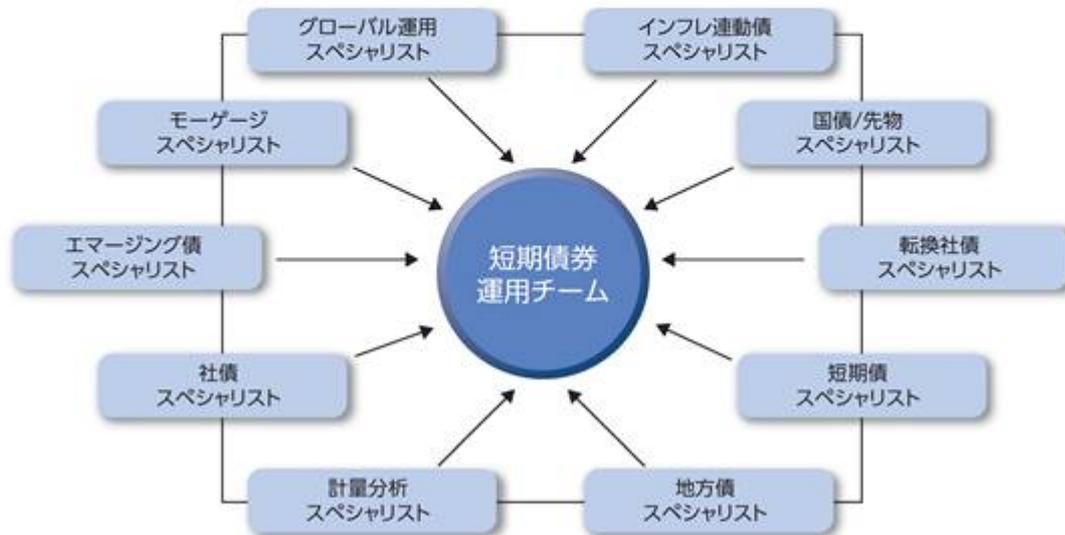
(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

PIMCOの短期債券運用の運用体制

- 短期債券運用チームと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2018年8月末日現在

(中略)

投資顧問会社の概要

PIMCO (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は1971年に米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立されたグローバルな資産運用会社で、徹底したリスク管理と長期的に規律ある運用を特徴とし、お客様の多様なニーズに応える革新的な資産運用ソリューションを提供しています。

債券運用における「規模」と「専門性」

世界最大級の債券運用残高

グループの運用残高は約1.71兆米ドル(約190兆円)*

*WMロイターレート 1米ドル=110.765円で換算 2018年6月末日現在(関係会社からの受託分を含みます。)

債券運用のパイオニアとしての歴史

債券運用におけるリーディングカンパニーとして新たな種類の債券をいち早く運用に取り入れてきました。

高い分析能力とリスク管理能力

米国サブプライム・ローン問題を事前に予測

PIMCOは四半期毎に開催する経済予測会議をベースにしたマクロ経済の予測を強みとします。過去、米国サブプライム・ローン問題について、運用チームによる米国住宅市場の調査を基に、危機を事前に予測した実績を有します。

PIMCOの短期債券運用の強み

30年以上にわたる短期債券運用の実績

PIMCOショート・ターム戦略チームを率いるジェローム・シュナイダーは、2015年に米国モーニングスター社より最優秀債券マネージャー賞を受賞した実績を誇ります。



Awards
2015

2015年米国モーニングスター社
最優秀債券マネージャー賞

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team for PIMCO Short Term (2015); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015©. Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

出所：PIMCO

実績あるマクロ経済見通しと各市場でのベスト・アイデアの融合

実績あるマクロ経済見通しに基づくトップダウン戦略と、各債券セクターの専門家によるベスト・アイデアに基づくボトムアップ戦略を融合することで、収益機会を逃さない運用プロセスを実現することを目指します。

PIMCOにおいて確立された運用プロセス(イメージ図)



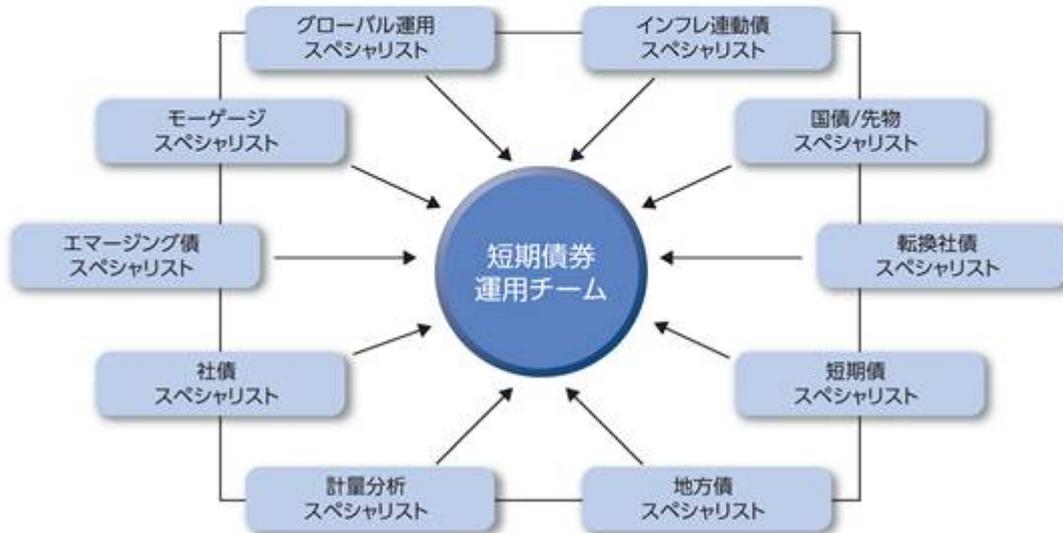
出所：PIMCO
2018年8月末日現在

<訂正後>

（前略）

PIMCOの短期債券運用の運用体制

- 短期債券運用チームと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2018年12月末日現在

（中略）

投資顧問会社の概要

PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）は1971年に米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立されたグローバルな資産運用会社で、徹底したリスク管理と長期的に規律ある運用を特徴とし、お客様の多様なニーズに応える革新的な資産運用ソリューションを提供しています。

債券運用における「規模」と「専門性」

世界最大級の債券運用残高

グループの運用残高は約1.66兆米ドル(約182兆円)*

*WMロイターレート 1米ドル=109.715円で換算 2018年12月末日現在（関係会社からの受託分を含みます。）

債券運用のパイオニアとしての歴史

債券運用におけるリーディングカンパニーとして新たな種類の債券をいち早く運用に取り入れてきました。

高い分析能力とリスク管理能力

米国サブプライム・ローン問題を事前に予測

PIMCOは四半期毎に開催する経済予測会議をベースにしたマクロ経済の予測を強みとします。過去、米国サブプライム・ローン問題について、運用チームによる米国住宅市場の調査を基に、危機を事前に予測した実績を有します。

PIMCOの短期債券運用の強み

30年以上にわたる短期債券運用の実績

PIMCOショート・ターム戦略チームを率いるジェローム・シュナイダーは、2015年に米国モーニングスター社より最優秀債券マネージャー賞を受賞した実績を誇ります。



Awards
2015

2015年米国モーニングスター社
最優秀債券マネージャー賞

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team for PIMCO Short Term (2015); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015©. Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

出所：PIMCO

実績あるマクロ経済見通しと各市場でのベスト・アイデアの融合

実績あるマクロ経済見通しに基づくトップダウン戦略と、各債券セクターの専門家によるベスト・アイデアに基づくボトムアップ戦略を融合することで、収益機会を逃さない運用プロセスを実現することを目指します。

PIMCOにおいて確立された運用プロセス（イメージ図）



出所：PIMCO
2018年12月末日現在

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

（前略）

繰上償還リスク

繰上償還リスクとは、ある発行体が予定より早い時期に確定利付債券を買い戻す（「コール」する）権利を行使する可能性を指す。発行体は、多くの理由（金利の低下、信用スプレッドの推移および発行体の信用力の回復等）により、償還日より前に発行済の証券をコールすることができる。ファンドが投資した証券を発行体がコールする場合、ファンドは、最初に投資した全額を回収できないことがあり、利回りが低い証券、信用リスクが高い証券またはその他の不利な特徴のある証券への再投資を迫られることがある。

転換証券リスク

（中略）

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドが活用することのできる多様なデリバティブ商品については、上記「2 投資方針（2）投資対象」を参照のこと。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および/もしくは、例えば発行体、イールドカーブのポジション、インデックス、セクター、通貨および/もしくは地域のエクスポージャーを得るために、ならびに/または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。ファンドは、レバレッジの形式でデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。一部のケースでは、ファンドが無制限の損失を被る場合がある。デリバティブの利用により、ファンドの投資リターンが、ファンドが保有していない有価証券の運用実績に影響され、その結果、ファンドの投資エクスポージャーの合計が組入銘柄の価値を上回る可能性がある。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きなリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク（高度にカスタマイズされたデリバティブの場合に増大する可能性がある。）、金利リスク、市場リスク、繰上償還リスク、信用リスク、経営リスク等のほか、証拠金の変更により生じるリスクといった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないリスクを伴う。デリバティブ商品に投資することにより、ファンドは投資した当初の額を超える損失を被る可能性があり、デリバティブにより、市況が通常ではないまたは極端な時を中心に、ファンドのボラティリティが上昇することがある。また、適切なデリバティブ取引をいかなる場合にも行えるとは限らないため、ファンドが、その他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために有効なタイミングでデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に、当該戦略が成功するとの保証はない。さらに、ファンドがデリバティブ取引を利用することにより、受益者が支払うべき税額が増額され、または繰り上がることがある。OTCデリバティブは、集中清算のデリバティブに付与される保護の多くが適用されず、取引相手方が契約上の義務を履行しないというリスクを抱える。取引所においてもしくは中央清算機関を通じて取引されるデリバティブの信用リスクは、OTCデリバティブにおける取引相手に対するリスクというよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーもしくは清算機関の信用力による。

（中略）

先物契約リスク

（中略）

さらに、一定の先物契約は、取引実績に乏しい、比較的新しい商品の場合がある。その結果、活発な流通市場が発展または持続的に存在するとの保証はない。

金融市場への政府の介入

(中略)

政府またはその機関が金融機関から毀損資産を取得し、当該機関の持分を取得することも考えられる。政府保有やそれらの資産の処分に関しては明確ではなく、そうした計画はファンドの投資銘柄の流動性、価格およびパフォーマンスに良くも悪くも影響する。さらに、不安定な金融市場により、ファンドはこれまで以上に大きな市場リスクや流動性リスクにさらされ、ファンドが保有する銘柄の価格決定が困難になる可能性もある。ファンドは、保有銘柄の流動性を査定し、また市場価格が入手困難になった銘柄の価格を決定する手続きを設定済みである。投資顧問会社は、様々な動きを監視して、ファンドの投資目的を達成するような方法によりファンドの運用を行う予定であるが、それが成功するとの保証はない。

ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。そうした混乱が生じた場合、ファンドが保有する証券の発行体が資産価値を大幅に低下させ、事業を中断することもあり得る。また、政府支援を受け、事業活動の大幅な制限その他の介入を招くことも考えられる。さらに、各国政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理に努めることはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

(中略)

金利リスク

金利リスクは、金利の上昇によりファンドのポートフォリオにおける債券、有配当の株券およびその他の組入銘柄の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する特定の債券または有配当の株券の価格が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計とすることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果としてファンドが損失を被ることがある。ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。比較的長期の存続期間を有する債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の存続期間を有する債券よりも変動しやすい。株式および債券以外のその他の証券の価格も、金利の変動により低下することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価格が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債は、同じデュレーションの他の債券と比べ、大きな損失を被る可能性がある。

変動利付証券は一般に金利変動への感応度は高くないが、その金利が全般的な金利と比較してあまり上昇しないかもしくは上昇の速度が早くない場合には価格が下落する。変動利付証券は、金利の低下時に価格の上昇はみられない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価格が下落する。逆変動利付証券も同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下(または逆変動利付証券の場合は、上昇)は、当該証券から得る収益やファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

有配当の株券、中でもその市場価格が利回りに緊密に関連しているものは、金利の変動に対してより敏感なことがある。金利が上昇する期間中、かかる株券の評価額は下落する場合があり、ファンドの損失につながる可能性がある。

(中略)

発行体リスク

証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

繰上償還リスク

繰上償還リスクとは、ある発行体が予定より早い時期に確定利付債券を買い戻す(「コール」する)権利を行使する可能性を指す。発行体は、多くの理由(金利の低下、信用スプレッドの推移および発行体の信用力の回復等)により、償還日より前に発行済の証券をコールすることができる。ファンドが投資した証券を発行体がコールする場合、ファンドは、最初に投資した全額を回収できないことがあり、利回りが低い証券、信用リスクが高い証券またはその他の不利な特徴のある証券への再投資を迫られることがある。

利益相反リスク

ポートフォリオ・マネージャーによるファンドの運用とその他の勘定の運用との間において、潜在的および実際の利益相反が随時発生することがある。投資機会がファンドおよびポートフォリオ・マネージャーが運用するその他の勘定の双方にとって適している可能性がある場合でも、ファンドおよびその他の勘定の双方が完全に参加するために十分な数量を利用できるとは限らない。同様に、あるファンドおよび別の勘定が保有する投資対象を売却する機会が限定されることがある。投資顧問会社は投資機会を長期にわたり公正かつ公平に配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用する。個別の勘定の投資ガイドラインおよびポートフォリオ・マネージャーの投資見通しに基づいて様々な投資戦略にわたって投資機会が配分される。投資顧問会社は、ファンドおよび一定のプールされる投資ピークルの並列的な運用に起因する潜在的な利益相反(投資機会の配分の問題を含む。)に対処するために設計される、全般的な取引の配分方針を補完するための追加的な手続きを採用する。潜在的および実際の利益相反は、投資顧問会社の別の事業活動および投資顧問会社が発行体に関する重大な非公開情報を所有する結果として生じることもある。さらに、ファンドに投資する勘定の投資顧問として投資顧問会社が業務を提供する結果として、潜在的および実際の利益相反が生じることもある。加えて、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の懸念事項により、投資顧問会社が一定の投資対象を制限したり、それらへの参加を禁止することもある。

転換証券リスク

(中略)

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドが活用することのできる多様なデリバティブ商品については、上記「2 投資方針 (2) 投資対象」を参照のこと。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および/もしくは、例えば発行体、イールドカーブのポジション、インデックス、セクター、通貨および/もしくは地域のエクスポージャーを得るために、ならびに/または、金利リスク、信用リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。ファンドは、レバレッジの形式でデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。一部のケースでは、ファンドが無制限の損失を被る場合がある。デリバティブの利用により、ファンドの投資リターンが、ファンドが保有していない有価証券の運用実績に影響され、その結果、ファンドの投資エクスポージャーの合計が組入銘柄の価値を上回る可能性がある。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きなリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク(高度にカスタマイズされたデリバティブの場合に増大する可能性がある。)、金利リスク、市場リスク、繰上償還リスク、信用リスク、経営リスク等のほか、証拠金の変更により生じるリスクといった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないリスクも伴う。デリバティブ商品に投資する場合、ファンドは投資した当初の額を超える損失を被る可能性があり、デリバティブにより、市況が通常ではないまたは極端な時を中心に、ファンドのボラティリティが上昇することがある。また、適切なデリバティブ取引をいかなる場合にも行えるとは限らないため、ファンドがその他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために有効なタイミングでデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に、当該戦略が成功するとの保証はない。さらに、ファンドがデリバティブ取引を利用することにより、受益者が支払うべき税額が増額され、または繰り上がることがある。OTCデリバティブは、集中清算のデリバティブに付与される保護の多くが適用されず、取引相手方が契約上の義務を履行しないというリスクを抱える。取引所においてもしくは中央清算機関を通じて取引されるデリバティブの信用リスクは、OTCデリバティブにおける取引相手に対するリスクというよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーもしくは清算機関の信用力による。

(中略)

先物契約リスク

(中略)

さらに、一定の先物契約は、取引実績に乏しい、比較的新しい商品の場合がある。その結果、活発な流通市場が発展または持続的に存在するとの保証はない。

バンクキャピタル証券への投資における一般的なリスク

一般的に、金利が上昇するとバンクキャピタル証券の価値は低くなり、金利が低下するとバンクキャピタル証券の価値は高くなる。バンクキャピタル証券の価値は、経済情勢および発行体としての日本の銀行の信用力等の要因に起因する利払いの不履行または元利金の不払いおよび価格変動のリスクに影響を受けることもある。バンクキャピタル証券が利息または分配金を支払わないこともあれば、その発行体が利息および/または元本金額の支払義務を履行できないこともある。ファンドの投資ポートフォリオに随時含まれることがあるバンクキャピタル証券の大半に担保が付されないことがあり、この場合該当する発行体としての日本の銀行が債務不履行または支払不能となる場合には損失リスクが増大する。国際金融市場では、与信利用および流動性を低下させる大幅なリプライシングが行われ、これにより一部の発行体では収益力の低下または既存債務の借換え余力がないことによりデフォルトの可能性が高まっている。バンクキャピタル証券への投資により、発行体としての日本の銀行が当該バンクキャピタル証券を発行するために利用する特別目的会社の支払能力に関連するリスクが生じる。バンクキャピタル証券の保有者の返済順位が、一定の状況において、発行体としての日本の銀行の預金者および債権者に比べて低くなることもある。

金融市場への政府の介入

(中略)

政府またはその機関が金融機関から毀損資産を取得し、当該機関の持分を取得することも考えられる。政府保有やそれらの資産の処分に関しては明確ではなく、そうした計画はファンドの投資銘柄の流動性、価格およびパフォーマンスに良くも悪くも影響する。さらに、不安定な金融市場により、ファンドはこれまで以上に大きな市場リスクや流動性リスクにさらされ、ファンドが保有する銘柄の価格決定が困難になる可能性もある。ファンドは、保有銘柄の流動性を査定し、また市場価格が入手困難になった銘柄の価格を決定する手続きを設定済みである。投資顧問会社は、様々な動きを監視して、ファンド

の投資目的を達成するような方法によりファンドの運用を行う予定であるが、それが成功するとの保証はない。

政府機関による対応がファンドが投資する一定の金融商品に影響を及ぼすこともある。例えば、ファンドが投資することができる一定の商品は何らかの形でロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)に基づいている。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。LIBORを規制する英国の金融行為規制機構は、2021年末までにLIBORの利用を段階的に廃止するプランを発表している。LIBORの将来的な利用および代替金利の性質はなお先行きが不透明であり、LIBORからの移行がファンドまたはファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る影響は不明である。この移行プロセスには、特に、現在LIBORに基づいている商品のための市場においてボラティリティの上昇または流動性の低下を招くことがある。この移行の結果、ファンドが保有する一定の商品の価値が下落したり、該当するファンドの取引(ヘッジ等)の有効性が低下することもある。LIBORからの移行によるこのような影響や他の予測できない影響により、ファンドが損失を被ることがある。

ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。そうした混乱が生じた場合、ファンドが保有する証券の発行体が資産価値を大幅に低下させ、事業を中断することもあり得る。また、政府支援を受け、事業活動の大幅な制限その他の介入を招くことも考えられる。さらに、各国政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理に努めることはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

(中略)

金利リスク

金利リスクは、金利の上昇によりファンドのポートフォリオにおける債券、有配当の株券およびその他の組入銘柄の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する特定の債券または有配当の株券の価格が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計とすることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果としてファンドが損失を被ることがある。ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。比較的長期の存続期間を有する債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の存続期間を有する債券よりも変動しやすい。株式および債券以外のその他の証券の価格も、金利の変動により低下することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価格が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債は、同じデュレーションの他の債券と比べ、大きな損失を被る可能性がある。様々な要因により金利が上昇することがある(中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済情勢等)。

変動利付証券は一般に金利変動への感応度は高くないが、その金利が全般的な金利と比較してあまり上昇しないかもしくは上昇の速度が早くない場合には価格が下落する。変動利付証券は、金利の低下時に価格の上昇はみられない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価格が下落する。逆変動利付証券も同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下(または逆変動利付証券の場合は、上昇)は、当該証券から得る収益やファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

有配当の株券、中でもその市場価格が利回りに緊密に関連しているものは、金利の変動に対してより敏感なことがある。金利が上昇する期間中、かかる株券の評価額は下落する場合があり、ファンドの損失につながる可能性がある。

(中略)

発行体リスク

ファンドが保有する証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがある。

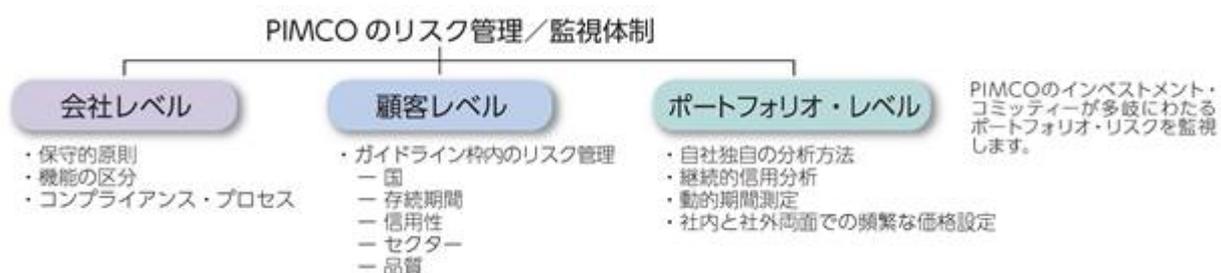
(後略)

リスクの管理体制

<訂正前>

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



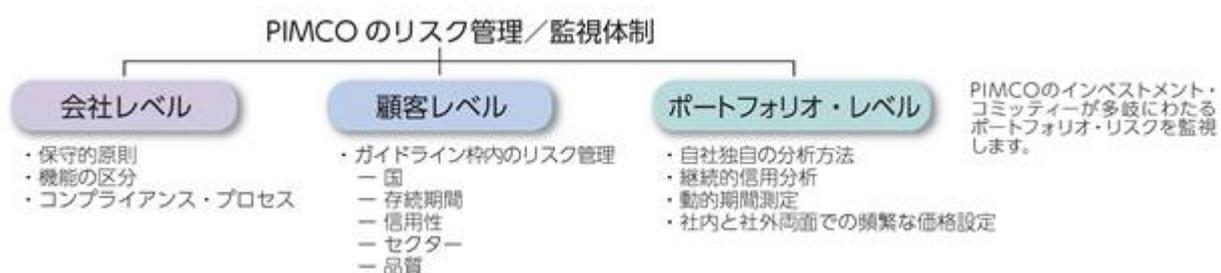
2018年8月末日現在

(後略)

<訂正後>

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



2018年12月末日現在

(後略)

4 手数料等及び税金

(6) 課税上の取扱い

<訂正前>

(A) 日本

2018年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

(C) 米国

(中略)

トラストへの課税

(中略)

FATCAに従い、トラスト(またはサブ・ファンド)は、包括的な報告および源泉の規定を遵守しない(または遵守しているとみなされない)法主体に対して一定の金額の支払い(以下「源泉徴収対象支払い」という。)について、(30%)の米国連邦源泉税を課されることになる。一般に、源泉徴収対象支払いとは、利子(発行差金を含む。)、配当、賃料、年金およびその他の定額もしくは算定可能な年次のもしくは定期的な利益、収益または所得のうち米国を源泉とする支払いならびに(2019年1月1日より)米国を源泉とする利子または配当を発生し得る有価証券の処分による総受取額をいう。ただし、米国の取引または事業の遂行に事実上関連する所得は、本定義に含まれない。これらの規定を遵守しているとみなされない場合、源泉税を回避するために、トラスト(またはサブ・ファンド)は、かかる法主体に投資する各米国納税者(または実質的な米国における所有権を有する外国の法主体)に関する本人確認情報および財務情報を確認および開示するための契約を米国との間で締結し、当該契約に基づく義務を果たすためにかかる法主体が要求する情報を提供しない受益者に対して行われる源泉徴収対象支払いおよび関連する支払いについて(30%)の税を源泉徴収することを義務付けられている。米国およびバーミューダとの間の政府間協定に従い、トラスト(またはサブ・ファンド)は、当該契約で義務付けられる方法で米国納税者情報を確認かつ米国に直接報告すれば、規定を遵守しているとみなされ、源泉税を徴収しなくてよい。特定の種類の米国の受益者(免税受益者、株式公開企業、銀行、規制を受ける投資会社、不動産投資信託、共同信託基金、ブローカー、ディーラーおよび取次業者ならびに州および連邦政府機関を一般的に含むが、これらに限られない。)は、当該報告義務を免除される。この報告および源泉の制度の仕組みおよび適用範囲に関するさらに詳細な指針は、策定中である。今後のトラストまたはサブ・ファンドの運用に関するこのような指針の公表のタイミングや影響についての保証はない。

受益者は、トラストまたはその代理人が随時要求する税金に関する追加的な情報と共に、米国または非米国の課税上の地位を証明する適切な書類の提供を義務付けられる。要求される情報を提供しない場合、または適用ある場合に自らのFATCAに基づく義務を果たさない場合、受益者は、結果的に生じる米国源泉税、米国税の情報報告および/または自身の受益証券の持分の強制買戻し、譲渡もしくはその他の清算のための債務を負担する場合がある。

<訂正後>

(A) 日本

2019年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

(C) 米国

(中略)

トラストへの課税

(中略)

FATCAに従い、トラスト(またはサブ・ファンド)は、包括的な報告および源泉の規定を遵守しない(または遵守しているとみなされない)法主体に対して一定の金額の支払い(以下「源泉徴収対象支払い」という。)について、(30%)の米国連邦源泉税を課されることになる。一般に、源泉徴収対象支払いとは、利子(発行差金を含む。)、配当、賃料、年金およびその他の定額もしくは算定可能

な年次のもしくは定期的な利益、収益または所得のうち米国を源泉とする支払いをいう。ただし、米国の取引または事業の遂行に事実上関連する所得は、本定義に含まれない。これらの規定を遵守しているときみなされない場合、源泉税を回避するために、トラスト(またはサブ・ファンド)は、かかる法主体に投資する各米国納税者(または実質的な米国における所有権を有する外国の法主体)に関する本人確認情報および財務情報を確認および開示するための契約を米国との間で締結し、当該契約に基づく義務を果たすためにかかる法主体が要求する情報を提供しない受益者に対して行われる源泉徴収対象支払いおよび関連する支払いについて(30%の)税を源泉徴収することを義務付けられている。米国およびバーミューダとの間の政府間協定に従い、トラスト(またはサブ・ファンド)は、当該契約で義務付けられる方法で米国納税者情報を確認かつ米国に直接報告すれば、規定を遵守しているとみなされ、源泉税を徴収しなくてよい。特定の種類の米国の受益者(免税受益者、株式公開企業、銀行、規制を受ける投資会社、不動産投資信託、共同信託基金、ブローカー、ディーラーおよび取次業者ならびに州および連邦政府機関を一般的に含むが、これらに限られない。)は、当該報告義務を免除される。この報告および源泉の制度の仕組みおよび適用範囲に関するさらに詳細な指針は、策定中である。今後のトラストまたはサブ・ファンドの運用に関するこのような指針の公表のタイミングや影響についての保証はない。

受益者は、トラストまたはその代理人が随時要求する税金に関する追加的な情報と共に、米国または非米国の課税上の地位を証明する適切な書類の提供を義務付けられる。要求される情報を提供しない場合、または適用ある場合に自らのFATCAに基づく義務を果たさない場合、受益者は、結果的に生じる米国源泉税、米国税の情報報告および/または自身の受益証券の持分の強制買戻し、譲渡もしくはその他の清算のための債務を負担する場合がある。

第3 ファンドの経理状況

<訂正前>

(前略)

- b. 原文の財務書類は、ピムコ・パーミュダ・トラストの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類には、関係するシリーズ・トラストであるピムコ ショート・ターム ストラテジー(以下「ファンド」という。)に関連する部分のみを記載している。

日本文の作成にあたってはファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、ファンドには米ドルクラスおよび円クラス(ヘッジあり)以外のクラスも存在するが、その他のクラスは日本で販売されていないため、米ドルクラスおよび円クラス(ヘッジあり)に関連する部分を抜粋して日本文に記載している。

- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- b. 原文の財務書類は、ピムコ・パーミュダ・トラストの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類には、関係するシリーズ・トラストであるピムコ ショート・ターム ストラテジー(以下「ファンド」という。)に関連する部分のみを記載している。

日本文の作成にあたってはファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、ファンドには米ドルクラス、円クラス(ヘッジあり)および豪ドルクラス(ヘッジあり)以外のクラスも存在するが、その他のクラスは日本で販売されていないため、米ドルクラスおよび円クラス(ヘッジあり)に関連する部分を抜粋して日本文に記載している。なお、豪ドルクラス(ヘッジあり)は、2019年2月15日に設定されたものであるため、豪ドルクラス(ヘッジあり)について、本書の日付現在、該当事項はない。

- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。

(後略)